

る未処理ロスについても、精査中との留保を付したうえで、事業計画比で4億円程度の減益要因となることを報告した。

Eo氏は、前記報告を受けて、決算直前の時期に多額の未処理ロスの存在が明らかとなったことに困惑の意を示した。また、Eo氏は、日本ヘリウムのロス計上の仕組みを把握していた訳ではなく、また、前記のとおり打合せの時間が短かったこともあり、その場でロス処理の方法を具体的に指示することはなく、Bx氏らに対して、関係者とも相談しながら、詳細を聞き取って方針を検討するよう指示するにとどまった。

(4) 3月27日及び3月28日の日本ヘリウムと当社との会議

ア 3月27日の会議に至る経過

2025年3月25日のEo氏及びBx氏らに対する報告の後、日本ヘリウムの社内では、主にJ氏からEk氏に対するメール報告の方法で、引き続き本件についての情報共有が行われた。その中で、コンテナ返却時にロスを一括計算する従来の方法で計算した場合の3月度のロスが92.1千㎡に及ぶことが報告され、未返却コンテナに内在するロスを2025年度の上期で分割処理するシミュレーション等が行われた。

また、3月25日、主にEk氏とBx氏との間でのメール⁷において、会計処理にも関わる問題であるため、早々に関係者への説明の機会を設けるようEk氏が要請し（その結果、後記の3月27日の会議が設定された）、一連のメールの中で、Ek氏からは、「月次での適正把握ができておらず、結果として、過去の計上不足を今回計上する」こと、「このままでは来年も同じことが起こるので、ロス計上方法の変更を含めて、関係者のお知恵をお借りして、実態に近い計上を行うことが必要かと考えて」いることが伝えられた。

また、J氏からは、「タイムリーなロス計上がなされていないとこころ、2月迄のロス計上量が実態より大幅に少なく、月度返却するコンテナの帳簿上の在庫量が過去のロスを多く含んだ形となり、ロス計上を後倒ししてしまいました。大変申し訳ございません。」との報告がなされた。このJ氏の報告に対して、同人の責任を問う指摘は誰からもなされず、むしろ、J氏に対して明らかに同情的な励ましのメールを返信する者もいた。

イ 3月27日開催の会議

3月27日午前9時頃から、日本ヘリウムと当社の関係者間でWEB会議が開催され、少なくとも、日本ヘリウムからはEk氏、J氏及びAh氏が、当社からはBx氏、Ak氏及びAe氏が参加した⁸。

この会議での出席者の発言の詳細等は明らかではないが、日本ヘリウムから事前に共有された資料に基づき、日本ヘリウムにおけるヘリウム在庫の月次の計上実務、ロス発生の原因、3月度のロス処理案（ロス量92.1千㎡、計上額3億45百万円）、3月度処理予定のロス以外の含みロスの推定（192千㎡、7億20百万円）等が日本ヘリウムから当社側に説明された。

また、この会議の中で、3月度に92.1千㎡のロス処理を行うことを回避して処理を先送りする方向の議論がなされ、当社側から日本ヘリウムに対して、日本ヘリウムが提示していた3月度のロス処理案（ロス量92.1千㎡、計上額3億45百万円）以外に

⁷ Ccには日本ヘリウムのJ氏、Ah氏、Ib氏及びAk氏、当社のEc氏、D&Iグループ・インダストリアルユニット・ビジネスディビジョンのAe氏（以下「Ae氏」という。）及びその上長であるGt氏が含まれていた。

⁸ Eo氏は参加していない。

複数の案を示すよう指示がなされた。会議の終了後、J氏からBx氏らに対して、「先程の打合せありがとうございます。打合せに基づき、3月度のロス量を段階的に4パターン試算致しました。」として、3月度に計上するロスの4パターンの試算が示された。

	①	②	③	④
3月計上ロス量	92.1 千m ³	71.1 千m ³	47.1 千m ³	17.1 千m ³
(見込差数量)	+78 千m ³	+57 千m ³	+33 千m ³	+3 千m ³
(見込差金額)	▲296M\	▲216M\	▲125M\	▲11 M\

ウ 3月28日開催の会議

3月27日のWEB会議後、Bx氏からJ氏らに対して、3月28日に日本ヘリウムの本社（川崎市）での会議開催の打診があり、同日13時半頃から、対面での会議が開催された。この会議には、少なくとも、日本ヘリウムからはEk氏、J氏及びAh氏が、当社からはBx氏、Ae氏及びAk氏が参加した⁹。

この会議では、前日にJ氏から示された4案のうち、いずれを採用するかについて協議が行われた。その結果、2月度までのロス計上水準¹⁰を維持することで、2025年3月期（2024年度）に多額の損失を計上することは回避するという当社側の意向に沿って、2月度と同水準のロスを計上すること（ロス17.1千m³、計上額64百万円、予算からの見込差額11百万円）、未処理ロスは未返却の国内コンテナに付け替えて在庫計上し、その損失処理は翌期（2025年4月以降）に先送りすることが決まった。

3月28日の会議の結果については、3月31日のJ氏からBx氏ら当社関係者に対するメールで、以下のとおり報告された。

28日のお打合せ、ありがとうございました。

打合せに基づく3月度の計上処理につきまして取り纏めました。

【打合せ内容】

①、3月計上ロス=17.1千m³として、残りは残留コンテナ分として在庫計上
...2025年度（4月以降）のロス計上については別途協議

また、J氏は、3月28日の会議で決まった17.1千m³のロス処理案に基づいて日本ヘリウムの3月度の棚卸表を作成し、4月3日、これをCc会計税務事務所に対してメールで送付した。

以上の3月度のロス処理（在庫処理）が行われた後、日本ヘリウム又は当社のいずれの関係者からも、返却コンテナについて計算されるロス（92.1千m³、3億45百万円）をありのまま計上すべきであるとか、一旦締めた3月度の在庫処理は見直すべきであるといった意見、あるいは、国内コンテナに内在するロス（約7億円の推定額が日本ヘリウムから示されていた）も2024年度で損失処理すべきである等の意見が示されることはなかった。

⁹ Eo氏は参加していない。Ak氏はWEBで参加した。

¹⁰ 2月度のロス計上は約16.9千m³である。

(5) Am 氏及び Bi 氏による 4 月 11 日の日本ヘリウム訪問

ア 訪問に至る経過

2025 年 4 月 1 日付けで、当社での人事異動があり、D&I グループを管掌する取締役で、インダストリアルガスユニット長を兼任していた Eo 氏は、アグリ&フーズグループを管掌する副社長（CEO 補佐）となった。D&I グループ管掌の取締役には取締役専務執行役員の Am 氏（以下「Am 氏」という。）が、D&I グループ・インダストリアルガスユニットには Bi 氏が、それぞれ就任した。

この人事異動により、Am 氏及び Bi 氏にとって、日本ヘリウムが自身の管轄（管掌）となったことから、その事業に関する説明を受ける場として、4 月 11 日に日本ヘリウム（川崎市）を訪問することが決まった。

この訪問における議題には、ヘリウム値上げの状況確認や販売増に向けた取組みの他に、本件未処理ロスの問題が含まれており、議題についての資料（当日配布資料）は、主に J 氏が準備して日本ヘリウム内で回覧のうえ、Ek 氏から Bx 氏に対して事前に共有された。

なお、先送りしたロスの 2025 年度以降の分割処理案（ロス計上方針）が、J 氏の申し出によって議題及び資料に追加されており、また、Bi 氏に対しては、日本ヘリウムの在庫問題の概要が Bx 氏から事前に伝えられていた。

イ 日本ヘリウムへの訪問

4 月 11 日午後 4 時頃から、日本ヘリウムにおいて、Am 氏及び Bi 氏らに対する報告・説明が配布資料に基づき行われた。当社から Am 氏、Bi 氏及び Bx 氏が、日本ヘリウムからは Ek 氏及び J 氏の少なくとも 5 名が参加しており、報告・説明は、主に Ek 氏が行った。

本件未処理ロス問題については、配布資料に従って、3 月度に計算されるロス金額が 345 百万円に達すること、このロスは 3 月度で処理せずに 2025 年度に繰り越して処理すること、当該ロス以外にも 720 百万円程度のロスの発生が見込まれることが報告された。実際の配布資料の内容は、以下のとおりである。

- ✓販売の低迷により在庫・ロスが大幅に増加

 - ・ 3 月末時点のロス金額 345 百万円→2025 年度へ繰り越しし処理予定（下記ご参照ください）
 - ・ 2025 年度のロス金額推定 720 百万円→

【2025 年度以降のロス計上方針】

 - ・ 先般の打合せでは Bx 氏から +30 百万/月のイメージが示される
 - ・ 2025 年度予算...ロス計上 12.1 千 m³/月（約 44 百万円/月）

→+30 百万円分=追加ロス計上量：約 8.5 千 m³/月（12.1+8.5=20.6 千 m³/月）

日本ヘリウムからの前記報告に対して、Am 氏及び Bi 氏のいずれからでも、2024 年度までに発生済みのロス（実在性のない在庫）は同年度内に処理しなければならないとの意見は出ず、一旦締めた 3 月度の経理処理の見直しについての指示もなかった¹¹。

¹¹ Am 氏及び Bi 氏のいずれも、振り返って考えれば、2024 年度までに発生したロスに係る損失処理を翌期以降に先送することは適切ではないと感じているものの、報告を受けた当時はロス発生の実態や正確な在庫量もよく分かっておらず、そこまでの認識を持つことができなかったことを述べている。ま

(6) Hy氏に対する報告及び同報告に至る経過等

ア 4月11日の日本ヘリウム訪問後の状況

2025年4月1日の人事異動及び4月11日のAm氏及びBi氏の日本ヘリウムへの訪問以降、当社では、Bi氏及びBx氏らを中心に本件未処理ロスの問題の対応に当たっていた。

4月24日には、当社から日本ヘリウムに対して、2024年度までに生じていた未処理のロス（この段階では10億円程度と想定されていた）について、10年間での分割処理等、相当長期間での処理案が作成される等していた。実際、4月24日に当社のAe氏からEk氏及びAh氏宛てたメールでは、2025年3月末時点で累積10億円のロスがあること、2025年度にも新たに5億5000万円程度のロスが生じる見込みであること、10億円の過年度ロスは10年間での分割処理、追加のロスは年1億円程度処理していくことが案として示されていた¹²。

当社から示された累積ロスの処理案に対して、同日、Ek氏はBx氏及びAe氏に対してメールを返信し、その中で、ヘリウムの需給が緩んでいる中で処理期間を長くすると、その間に新たに発生するロス量が増え、ロス総量が逆に増加することが懸念されるとして、概要、以下の内容を伝達していた。

- ① 10年の処理は長い、どこかのタイミングで加速が必要と考えられる。

② 現在、日本にある■■コンテナには、物理的に貯蔵能力を超えた在庫があることになっている¹³。2025年後半には国内滞留コンテナが減少するため、例えば■■台の国内滞留コンテナに貯蔵能力を遥かに超えた在庫があるといった事態に陥る。

③ 社内の経理チームの意見も踏まえて協議する必要あり。

その後、主にBi氏からの指示に対応する形で、Bx氏らが、日本ヘリウムから入手した情報を参照しながら、国内及び海外を含めて全てのコンテナについて同一条件で在庫数量を適時に確認できる方法を模索していた形跡が認められるものの、物理的に貯蔵能力を超えた在庫を直ちに損失処理すべきであると強く主張したり、ロスを国内在庫に付け替える従来からの処理を直ちに止めるべきであるといった指示や意見は、当社及び日本ヘリウムのいずれからも示されなかった。

イ Hy氏に対する報告

本件未処理ロスの問題は、D&Iグループ管掌の取締役であるAm氏まで報告が上っていたものの、当社代表取締役社長であるHy氏及び当社代表取締役会長であるFg氏に対しての報告は未了であった。そこで、まずはHy氏に対する報告の準備が進められ、5月9日には、当社の東京事業所内で、Bx氏からAm氏に対して社長報告に向けての事前報告が行われた。この報告の際の具体的なやり取りまでは明らかで

た、Am氏は、4月の第1週頃には3月度（年度末）の経理処理が締まることや、ヘリウムのロスの確定が難しいという話を聞いたことから、一旦締めた経理処理を遡って修正することまでは思いが至らなかったと述べている。

¹² この処理案は、棚卸減損等過大在庫についての損失計上を行う手法ではなく、過大在庫が内在した状態で算定した原価（単価）で販売を継続することによって、過大な帳簿価額を徐々に減少させていく手法である。

¹³ 「現在物理的に日本にある■■台に貯蔵能力を超えた在庫があるという事になっております。」ということがメール本文に記載されており、国内コンテナに貯蔵能力を超える数量の在庫が計上されている異常な事態（実在性のない在庫の計上）は、日本ヘリウムと当社の関係者間で共通の認識となっていた。

はないが、その後に Bx 氏が Ec 氏及び Ek 氏らに送付したメールで、約 10 億円の未処理ロスの処理に関して、Am 氏が Bx 氏に対して「適正に処理するように指示」したことが報告されている。

その後、5 月 13 日に行われた Bx 氏と当社連結管理室（Ea 氏（以下「Ea 氏」という。）との打合せ¹⁴を経て、5 月 14 日、Bi 氏は、Bx 氏が同席する場で、Hy 氏に本件未処理ロスの問題をはじめ報告した。この報告は、「ヘリウム事業におけるロスの処理並びに今後の損益の見通しに関して」との資料に沿って行われ、在庫に内在するロスが約 9 億 90 百万円にのぼること、その内、既に液面監視計（ヘリウム在庫を計測するための装置）が設置されているコンテナについて 2025 年度中に 3 億 20 百万円分を処理、残りの 6 億 70 百万円分は、コンテナに液面監視計を順次取り付け 3 年間（2025 年度から 2027 年度）にわたり分割（各年 2 億 23 百万円）で処理する案が示された。

この報告に対して、Hy 氏がその場で具体的な処理方針を指示することはなく、また、2024 年度までに発生したロスを 2025 年度以降に計上することが問題であるといった指摘もなされなかったが、その理由として Hy 氏は、既に連結管理室と協議中であると聞いており、連結管理室の意見も踏まえて適正に処理されるものと考えていたと述べている。報告を受けた Hy 氏が Bi 氏らに対して指摘した内容は、Bi 氏から Ek 氏らに対するメールで、以下のとおり報告されている。

・指示事項

①損益のことを考慮しないのであれば 10 億一括処理（引用者注：2025 年度での一括処理）すべきと思うが、経理に相談の上、適正に処理すること。（経理の回答を待って再度報告）¹⁵

（7）Fg 氏に対する報告及び同報告に至る経過等

ア Fg 氏報告に至る経過

（ア）連結管理室（Ea 氏）との間の協議等

2025 年 5 月 22 日、Bx 氏をはじめとする事業部側、連結管理室（Ea 氏と Ji 氏が参加）及び日本ヘリウム関係者が参加する WEB 会議が行われた。同会議では、5 月 14 日の社長報告の際の説明資料及び 4 月月初在庫の分析資料等を用いて、海外コンテナと国内コンテナに内在するロスの現状分析等が報告されるとともに、ロス発生の実態に即した今後のロス処理方針等についての協議が行われたが、同会議でロス処理の方針が確定することはなかった。

その後、Bx 氏と Ea 氏は、チャットを用いる等してロス処理に関する協議を継続したが、Bx 氏及び Ea 氏とともに、未処理ロス（実在性のない在庫）を速やかに一括で損失処理する前提での議論は行わず、コンテナの海外返却時に未処理ロスをまとめて計上する等の方針が双方でやり取りされていた。もっとも、過大な残渣設定のもとで既に海外に返却済みのコンテナに関して、Ea 氏が、ヘリウムが充填されて国内に

¹⁴ Bx 氏は、事前に送付した資料に基づき、約 10 億円の未処理ロスを 5 年分割で処理する案を示したが、Ea 氏は、これを容認する態度も、積極的に否定する態度も取らなかった。この打合せの翌日の社長報告では、3 年間の分割処理案が示された。なお、Ea 氏は、経理処理等に関する相談内容について、事業部側と経理部側の見解が異なる場合は、事業部側が押し切ることが多く、経理側の意見が尊重される土壌はないと供述している。

¹⁵ 5 月 21 日、Bx 氏は Ec 氏らに対するメールの中で、「約 10 億円のロスに関する処理方法については、Am 氏・Hy 氏から適正に処理するように指示があり、明日（5/22）に連結管理室と相談の上処理方法を確定させる予定です。」と報告しており、実際、5 月 22 日に連結管理室の Ea 氏と WEB 会議を行った。

戻った段階でコンテナ容量の超過が生じることを懸念し、海外でのヘリウム受入数量を実際より少なく調整する方法（シミュレーション）を Bx 氏に提案する等したものの、両者の考え方が異なったこともあり、5 月末頃を最後に、両者のやり取りは途絶えた。その後、Ea 氏が本件未処理ロスの問題について報告を受けたのは、後記のグローバルマネジメント室による調査報告書（2025 年 7 月 18 日付け）が作成された後の 7 月 22 日であった。

（イ）Hy 氏に対する再度の報告等

5 月 14 日の報告のあと、6 月 9 日に、Bi 氏は Hy 氏に対する報告を改めて行った。その際、Bi 氏は、これまで約 10 億円と想定していた 2025 年 3 月末時点の未処理ロス（在庫に内在するロス）の金額について、改めて検証を行った結果 6 億円程度となる見込みであることを報告した。

その後、Bi 氏は 6 月 24 日に、再度、Hy 氏に対する報告を行った。この報告は、Fg 氏への報告内容の事前確認の趣旨で行われたが、5 月 14 日の報告時の 3 年分割でのロス処理方針ではなく、2025 年度内に全額を処理する方針とされた。また、金額も、当初の想定額であった約 10 億円ではなく、最大 6 億 40 百万円とされた。

Bi 氏から当初報告時とは異なる未処理ロスの数値を報告された Hy 氏は、Bi 氏に対して報告数値は精査したものであるかを確認したが、いまだコンテナ在庫の実測ができておらず精査はできていないとの回答であったため、Bi 氏に対して早く正確なロスの数値を出すよう伝えた。

なお、Bi 氏によれば、未処理ロスの想定額が変更された時期、3 年分割の処理方針が 2025 年度で全額処理する方針に変更された時期は、Hy 氏への当初の報告から二度目の報告までの間であったとのことである¹⁶。

イ 6 月 30 日の Fg 氏に対する報告

6 月 30 日、Bi 氏は、本件未処理ロスの問題について、Fg 氏への報告を行った。この報告は、6 月 30 日付けの「ヘリウム事業におけるロスの処理並びに今後の損益の見通しに関して」との表題の報告資料に基づいて行われ、同資料には、以下の記載がなされていた。

①過去からの累積ロス量が適正に処理されておらず、在庫として積み上がっており、最大 640 百万円のロス処理が必要となります。

②実在庫に対して約 175 千 S m³・640 百万円（9.7 千 m³/月×18 カ月×3,650 円/S m³）の在庫が過剰に計上されております。

③今後はコンテナの液面計で液化ヘリウムの実在庫を算出した上で、ロス量を適正に処理いたします。

¹⁶ Am 氏は、4 月 11 日の日本ヘリウムの訪問以降、Bi 氏に対して、①[]からのヘリウム調達契約の見直し、②販売戦略の見直し、③ロスが出ているならばロスを確認させて損失処理を行う必要があること、以上の 3 点を繰り返し指示したと述べ、Bi 氏も、Am 氏から前記内容の指示を複数回受けたことがあると述べる。また、同じく Am 氏は、発生済みのロスを分割処理する案について、一括処理が原則であり、複数年に跨る処理は粉飾になるのではないかと、合法的に処理ができるのであれば経理と相談してその根拠を示すように Bx 氏に指摘をしたと述べる。Bi 氏において、当該やり取りは Bx 氏から聞いて認識していると述べ、また、Ae 氏は Bi 氏及び Bx 氏同席の場で直接聞いたと述べている。以上に照らすと、2025 年度から 2027 年度にかけての分割処理の方針が 2025 年度での全額処理の方針に変更された経緯として、Am 氏の Bi 氏及び Bx 氏らに対する一連の指示や未処理ロスの想定金額が減少したこと等が影響しているものと考えられる。

報告資料の中では、日本ヘリウムの担当者による意図的な損益調整があったことには言及がなく、また、口頭でも、個人名を出しての意図的な損益調整の説明までは行われていないが、発生したロス在庫に付け替えて利益を出していたという手法をBi氏はFg氏に伝えた。このような在庫を積み増して利益を出してきた手法について、Fg氏はBi氏に対して、「粉飾決算ではないのか」と指摘した。

なお、この報告において、Bi氏の説明が必ずしも要領を得たものではなかったこと、また、Fg氏に対する報告がHy氏よりも後になったことに関して、Bi氏はFg氏から叱責を受け、その中には、「辞表をもってこい」との発言も含まれていた。また、Ek氏からIb氏及びAh氏らに対する7月1日のメールの中でも、「**昨日の会長面談、本日Bi氏からFBがありました。相当やられたとのこと**」と記載されている。

ウ 7月3日のFg氏に対する報告

6月30日の報告の後、7月2日の夜間にFg氏からAm氏に対して、本件の説明に来るよう電話で指示がなされた。その際、Fg氏はBi氏の対応について強い不満を示しており、Bi氏の人事的な処遇についての言及までなされた。この指示を受けて、7月3日の早朝、Am氏、Bi氏及びBx氏で事前打ち合わせを行ったうえで、Am氏とBi氏の2名でFg氏を訪問したが、Fg氏からBi氏は帰るように指示を受け、Fg氏とAm氏の2名での面談となった。この席で、Am氏はFg氏に対して、ロス分析について根拠をもって固め、より深掘りして対応すると述べた。また、Am氏は、本件未処理ロスの問題について、事業部だけで調査を行うのは困難であると考え、Fg氏との面談を終えた後に当社グローバルマネジメント室と連携して調査を進めるよう指示した。その後、Am氏から指示を受けたBi氏において、グローバルマネジメント室の■■■■■De氏と会って調整を行い、同部署の■■■■■De氏とBy氏が中心となって、本件ロス問題の調査に当たることとなった。

(8) Fg氏報告後の経過

ア 想定を上回る在庫の過大計上が判明したこと

2025年3月のJ氏による本件の報告以降、日本ヘリウム及び当社の関係者間で対応方針の協議が継続されていたものの、実際のヘリウム在庫の数量を把握するための抜本的な対応は速やかに行われず、対応の期限も決められないままであった。

その後、グローバルマネジメント室が本件の調査を開始した後の7月9日に、日本ヘリウムのコンテナ在庫の重量測定が行われ¹⁷、その結果、6月末時点の帳簿上の在庫量794,832千㎡に対して、実際の数量は365,423千㎡となり、未処理のロス（帳簿上の数量から重量測定の結果把握した実在数量を控除した数量）が帳簿上の数量の過半を占める等、想定を大幅に上回る在庫の過大計上が判明した。また、過大計上額（実在しない在庫数量にヘリウム単価を乗じた金額）は、約16億30百万円と計算された。

¹⁷ Ek氏によれば、日本ヘリウムにおいて、5月末頃及び6月末頃に液面計の数値を用いた分析を行い、ヘリウム在庫の過大計上が想定を上回る規模であるとの感触を掴んだため、6月末頃に重量測定に向けた準備を指示したとのことである。もっとも、液面を用いた計測の信頼性に難があるとの考えから、Ek氏はこの経過を広く関係者には共有していないと述べており、Am氏及びBi氏を含め、当社の関係者でこの報告を受けたと述べる者もない。

イ グローバルマネジメント室による調査報告

7月11日には、グローバルマネジメント室のDe氏及びBy氏が日本ヘリウムを訪問し、既にAWMXに異動していたJ氏も同席のもとで、日本ヘリウムの在庫処理についての聞き取りも行われ、これらの調査を踏まえて、7月14日にはDe氏がFg氏に口頭で本件の概要報告を行い、7月18日付けで、「日本ヘリウム 原材料在庫過大計上について」との表題の報告書がグローバルマネジメント室により作成された。

同報告書においては、過大在庫の現状について前記調査結果が報告されるとともに、「月次ロス量は月次収益を勘案したものとなり、残渣設定を変更し、損益調整を行っていた」という過大在庫の原因や、今後の検討事項として、「液面計による月末在庫量の確認、半期ごとの重量計測を実施。上記手続きに沿って月次で適切に会計処理を実行」、「同社内の関係者による調査はコンフリクトがあり、金額的/質的重要性があるため外部調査機関による調査」の必要性も指摘された。

ウ 外部調査機関に対する調査委託及び監査法人に対する報告

在庫の過大計上が約16億円に達することが判明し、また、その原因が月次損益を意識した担当者による損益調整であったこと等を受け、利害関係のない第三者による客観的な調査が必要であるとの判断のもと、当社は、外部調査機関に対して日本ヘリウムの過大在庫問題についての調査を委託し、8月7日頃に調査が開始された。また、ほぼ時を同じくして、8月5日には、監査法人に対して本件過大在庫の問題を報告し、当面は、外部調査機関の調査結果を待つとの方向性が確認された。

エ Bi氏らによるFg氏への再報告

その後、8月6日に、グローバルマネジメント室による調査結果も踏まえた内容で、Bi氏、Bx氏及びEk氏の3名が、「日本ヘリウム/過大在庫並びに今後のヘリウム事業に関して」と題する報告資料に基づきFg氏への報告を行った。そこでは、本件未処理ロスの問題に加えて、今後の資本増強や販売戦略等の報告も行われた。その際、Fg氏からは改めて、本件未処理ロスに係る在庫処理が不正・不適切な会計処理にあたるとの認識が示された。Ek氏から当社関係者に対するメールにおいても、「本件しっかり適正在庫を計上できていない、つまり所謂不正・不適切会計」とのFg氏の発言が報告された。

オ 外部調査機関による調査報告

外部調査機関の調査について、中間報告書が8月30日に、調査報告書が、当委員会設置後の10月16日に当社に提出された。

この調査報告書において、2025年3月末時点におけるヘリウム在庫の過大計上（累積的影響）は約426千㎡、累積的な影響額（純資産レベル）は約△17億04百万円にのぼるとの報告がなされた。

（9）その他の関連する事実

ア 2025年度も2024年度と同様の処理（ロスの過少計上及び未処理ロスの国内在庫への付替え）が行われていたこと

日本ヘリウムで不適切な在庫処理が行われてきたことは、2025年3月中には日本ヘリウム及び当社の関係者の認識するところとなったが、2025年3月度に未処理ロスを顕在化させる処理を行うことなく、2月度までと同様の処理を継続して、未処理ロスを国内コンテナ在庫に付け替える処理を行ったことは前記のとおりである。

このような処理は、2025年4月以降、J氏の在庫管理業務がAh氏に引き継がれた後も継続しており、その結果、2024年度までに発生したロスが処理されずに在庫として計上されただけでなく、2025年4月以降も、新たに未処理ロスが発生し続ける（在庫の過大が増え続ける）こととなった。

外部調査機関の報告書によれば、2024年度に生じた未処理ロスの金額は約8億14百万円、2025年度（4月から9月）までの間に生じた未処理ロスは約4億31百万円とされており、2025年度に入っても、2024年度と同様のペースで未処理ロスが積み重ねられていたことになる¹⁸。

イ 監査法人による実地棚卸の立会

監査法人は、2024年度末の実地棚卸に立ち会う当社の子会社として、日本ヘリウムを選定した。

J氏は、Ek氏に本件を報告した日である3月21日、監査法人に対して提出する立会関連の資料に関して、連結管理室のEa氏（Cc監査室所属のFc氏）に対し、「棚卸資産評価損の計算資料」を「該当なし」とする報告を行った。

また、実地棚卸の立会に関連して、日本ヘリウムは、当社の監査室を通じて、棚卸表の「消費の列（青色枠内）において、マイナスとプラスが混在している理由をご教示いただけますでしょうか」との質問を監査法人から受けた。この消費の列におけるプラスとマイナスの混在は、損益調整の意図で未処理ロスを国内コンテナ在庫に付け替えるための手法の一環でもあったが、J氏は、Ek氏とも相談のうえで、この不適切な処理について監査法人への報告は行わないこととし、コンテナ間の移出入を行っているためマイナスとプラスが混在しているとのみ回答した¹⁹。そのため、監査法人は、在庫の不適切な会計処理を把握できなかった。

ウ 当社の監査室による内部監査

4月24日及び25日、日本ヘリウムに当社監査室による内部監査が行われたが、日本ヘリウムは、監査室に対して本件在庫問題の報告を行わなかった。

4 不適切な会計処理についての関係者の認識及び関与の程度等

以下では、本件に関与した日本ヘリウム及び当社の主な役職者の認識や関与の程度について指摘する。

（1）J氏

J氏は、海外返却コンテナの残高数量を実態より高く設定するだけでなく、当該設定に基づいて返却時に計算されるロスも適切に処理せず、損益調整の目的で継続的に国内コンテナ在庫に付け替える等の処理を行い、2019年度以降の日本ヘリウムの在庫額及び損益を不当に歪め、当社グループの連結財務諸表にも同様の影響を与えた。その影響額も、2025年3月末の段階で自ら見込んだ金額で約10億円、外部調査機関による調査の結果では、これを大幅に超える金額に及んでおり、その規模は軽視できるものではない。

¹⁸ Ek氏によれば、当社においてロスの処理方針を継続的に検討していた最中であり、その結論が出るまでは、従前と同様の処理を行うことにしたとのことである。

¹⁹ J氏は、既に当社の意向に従って未処理ロスを次年度以降に繰り延べる処理を行っていたこと、Ek氏は、当社においてロス処理方針を継続検討しており、その間は従前と同様に実態を反映しない処理を行っていたことを、監査法人に対してありのままを回答しなかった理由として挙げている。

また、当社の担当事業部（ユニット）とは情報を共有して事後の対応を検討していたものの、監査法人からの質問に対して事実と異なる回答を行い、また、内部監査に対しても本件の報告を行っていない。これらの監査に対してありのままを報告していた場合、2025年3月期の決算で実在性のない在庫の損失処理等、適切な事後処理を行えた可能性がある。

なお、2025年3月21日に本件をEk氏に報告し、その後、当社も関与して処理方針の検討が開始された後については、3月度のロス処理を2月度までと同水準で計上したことは当社の意向に従った処理であり、また、2025年4月以降の新事業年度は、日本ヘリウムの在庫管理業務はAh氏に引き継がれ、さらに、ロス処理の方針が確定するまで従前と同様の処理を継続することは日本ヘリウムと当社の双方の関係者が認識のうえで行われてきたことであるから、この点についてのJ氏の関与は限定的である。

（2）Ek氏、Ah氏、Ib氏らJ氏以外の日本ヘリウムの関与者

日本ヘリウムの関与者は、代表取締役（Ek氏）、取締役（Ah氏）、前代表取締役・顧問（Ib氏）、監査役（Ak氏）というそれぞれ重要な役職に就く者でもあるが、これら関与者は、J氏から本件の報告を受け、メールや会議でやり取りを繰り返す中で、J氏による不適切な在庫処理によって実在性のない過大な在庫が多額に計上されていることを認識し、又は少なくとも容易に認識できたにもかかわらず、2025年3月期（2024年度）に損失処理を行うことなく、同年3月度について2月度までと同水準でロス処理を行い、又はこの処理に異議を述べなかった。また、2025年4月以降の新事業年度においても、2024年度までと同様の不適切なロス処理を継続し、又はこの処理に異議を述べなかった。さらに、Ek氏は、日本ヘリウムの代表者として当社の役職員と本件について直接面談等を行うことも多く、また、監査法人からの質問に対する回答内容の相談をJ氏から受ける等しており、本件についての関与の程度は強かった。

なお、J氏による報告の後、2025年3月度のロス処理を2月度までと同水準で計上したこと、25年4月以降の新事業年度も従前と同様の処理を継続したこと、それ自体は、当社の意向に従った対応である。また、日本ヘリウムの職務権限規程において、2百万円以上の棚卸資産の廃棄・減耗処理は当社の承認事項とされており、規程上も、日本ヘリウム独自の判断で本件の損失処理を行える状況ではなかった。

（3）Bx氏ら当社の従業員²⁰

Bx氏は、当社のインダストリアルガスユニットのビジネスディビジョン■として本件に深く関与しており、2025年3月度でのロス処理を回避して2025年度以降に先送りする処理が決定した3月28日の会議でも、中心的な役割を果たしていた。また、2025年4月以降も、当社内での関係者に対する報告・相談、日本ヘリウムとの連携・調整等において中心的な役割を担っており、先送りした未処理ロスの複数年にわたる分割処理を計画する等、本来あるべき会計処理を実現する態度も希薄であった。ただし、後記のとおり、2024年度中はEo氏、2025年4月以降はBi氏及びAm氏への随時の報告・了承を経ながら事案の処理に当たっており、Bx氏が独断で処理方針を決定していたとは認められない。

なお、Bx氏以外の従業員についても、日本ヘリウムとやり取りされたメール等から、2025年3月の時点で、少なくとも帳簿上の在庫に大量の未処理ロスが含まれて

²⁰ Bi氏については後記（4）、Ea氏については後記（6）で記載する。

いること自体は認識していたものと認められるが、いずれの者からも、実在性のない在庫計上を回避するための能動的な行動がとられた形跡はない。

(4) Bi 氏、Am 氏

Bi 氏及び Am 氏は、2025 年 4 月 1 日の異動により日本ヘリウムを管掌（管轄）することとなったから、2025 年 3 月度までに行われた本件に関する決定や処理には関係していない。

両氏は、少なくとも 4 月 11 日の時点で未処理ロスの問題を認識していたが、この時点で実務的に可能な範囲で実地棚卸に直ちに着手するよう指示したり、監査法人との情報共有を含め適切な決算に向けた具体的な対応を行うよう指示した等の事実は認められない。

なお、Am 氏がその後、ロスを確定させて損失処理を行う必要性を複数回にわたり Bi 氏に指摘し、Bx 氏に対しても、損失処理は一括が原則であると指摘していた事実は認められる。

(5) Eo 氏

2025 年 3 月 25 日に本件について報告を受けた Eo 氏が、その場でロス処理の方針について指示又は了承した事実等は認められないものの、2025 年 3 月中（4 月 1 日の役職変更までの間）には、3 月度に未処理ロスに係る損失計上を行うことなく、2 月度と同水準でのロス計上を行うことについて Bx 氏から報告を受け、これを了承していたものと認められる。

この点、Eo 氏は、前記の了承をした記憶はないと述べるものの、3 月 25 日の報告の時点で本件の重大性を認識して 3 月度での計上の要否について強い関心を示していたことが関係者間のメールで報告されていること、Bx 氏において、3 月 25 日の段階ではロス処理方針について Eo 氏から指示を受けていないものの、その後、3 月中に、3 月度も 2 月度と同水準でのロス処理を行う方針を Eo 氏に報告して了承を得たと述べていること、また、当社の関係会社規則上、子会社の棚卸資産の廃棄、減耗処理は、2 百万円以上は管理責任部署（日本ヘリウムにおいてはインダストリアルガスユニット）以上が承認権者とされているところ、ビジネスディビジョンにとどまる Bx 氏が、D&I グループ管掌の取締役であり、かつ、インダストリアルガスユニットを兼務していた Eo 氏の了承なしに、総額 10 億円程度とも推定された多額の在庫損失処理問題について独自に決定することは考えがたいこと、3 月当時のやり取りを振り返って確認する Bx 氏、Ec 氏及び Ek 氏らのメールで、Eo 氏も関与する中で「前期での対応は出来かねるために翌期繰越しということになった。」とされた経過が記載されていること、D&I グループ管掌を離れた 2025 年 4 月以降においても Eo 氏が Bx 氏から本件に関する情報を聞き取っていたところ、2025 年度への損失計上の先送りについて Eo 氏が Bx 氏に対して疑義を呈したり、遡って処理をやり直すべきではないかといった意見を示した事実も何ら窺われないことから、前記のとおり認定するものである。

(6) Ea 氏

Ea 氏は、経理部門（連結管理室）の、当社グループにおける適正な会計処理を担保すべき重要な職責を担っていたが、本件未処理ロスの問題について事業部門（Bx 氏ら）から報告・相談を受けて認識した後にも、過大在庫の速やかな一括損失処理に向けた具体的な是正行動をとることはなく、また、監査役や監査法人等と事実を共有して事後の対応を協議する等の対応も行わなかった。

(7) Hy氏

Hy氏は、2025年5月14日にBi氏及びBx氏から本件未処理ロスについて報告を受けた際、連結管理室と相談して処理するように指摘した事実はあるものの、過年度に発生したロス部分が引き続き帳簿に計上されている事態を直ちに是正するよう指示をしたことはない。Hy氏は、その理由として、連結管理室と協議中であるとの報告を受けており、連結管理室の意見を受けて適正に処理されるものと認識していたという趣旨を述べているが、連結管理室との相談結果について確認することまではしていない。

(8) Fg氏

Fg氏は、本件について初めて報告を受けた2025年6月30日の段階で、粉飾決算に当たるのではないかとBi氏に指摘した。その後、前記3・(7)及び(8)に記載の経過で本件不適切な会計処理の全貌が明らかになっており、本件報告を受けた後のFg氏の行動について、特段の問題は見当たらない。

5 内部統制上の問題

(1) 業績達成へのプレッシャー、不適切な会計処理を容認する企業風土等（統制環境上の問題点）

売上利益至上主義ともいえる当社グループの高い業績目標に加え、当社及び日本ヘリウムの関係者内では、合併会社である日本ヘリウムの赤字決算は許容されないという認識が広く共有されており、担当の役職員は、業績達成や赤字回避に対する強いプレッシャーを受けていた。

また、J氏による不適切な在庫処理が既に発覚していた2025年3月期（2024年度）に本来あるべき損失処理が行われなかったにとどまらず、2025年4月からの新事業年度においても、相当多くの役職員が関与する中で従前と同様の不適切な会計処理が続いており、日本ヘリウム及び管轄する当社事業部門（インダストリアルガスユニット）には、不適切な処理を容認する空気が相当程度蔓延していた。

このように、日本ヘリウムに関しては、具体的な業務処理統制上の問題点以前に、各種の内部統制の土台となるべき統制環境に不全があり、このことが、J氏による不適切な在庫処理、及びこれが発覚した後の損失処理の先送りの原因となったものといえる。

(2) 在庫管理業務の属人化（在庫管理を統括本部長に一任する規程）

日本ヘリウムでは、実地棚卸実施要領において、統括本部■を在庫管理の責任者とすることが定められている。2018年10月にJ氏が日本ヘリウムに異動してから、2025年6月にAWMXに異動するまでの大半の期間において、資産計上や損益計算の基礎となる極めて重要な在庫管理業務（在庫評価）を、統括本部■のJ氏が実質的に一人で執り行ってきた。会計業務の外部委託先であるCc会計税務事務所は、J氏が作成した棚卸表に記載されているロス量を会計システムへ入力していたが、棚卸表自体の適正性を確認する統制は存在しなかった。

実地棚卸実施要領の規程にもかかわらず、実際には実地棚卸を行って期末の在庫計上額を決定するプロセスも採用されていなかった日本ヘリウムにおいて、在庫管理業務を実質的にJ氏のみが担ってきたことは、J氏に不適切な会計処理実行の機会を与えたものといえる。また、本来であれば、在庫管理業務を含む現場業務が適正に行われているかを検証する役割を期待される統括本部■が、在庫管理業務の責任者と

して定められていることは、日本ヘリウム内部における内部統制上の弱点（第2線機能の脆弱性）と考えられる。

（3）実地棚卸等の不実施による在庫差異発生とその放置

日本ヘリウムの前代表取締役及び現代表取締役は、実質的にJ氏のみが関与し、実地棚卸もなされないままに在庫管理が行われている状況下においても、J氏からの報告を慎重に確認するプロセスを経ることなく、受け入れてきた。

また、前社長のIb氏は、J氏が月次レベルでロスの過少計上による損益調整を行っていた事実を2020年頃に把握していたから、そのような不適切な調整を行わないよう指示したり、また、月次レベルだけでなく年度を跨ぐ影響が実際に出ているかを確認し、必要に応じて是正措置を講じるべき立場にあったといえるが、そのような対応が行われた形跡はなく、このことは、J氏がロスの過少計上による損益調整に躊躇を覚えず、日本ヘリウムで在庫差異が拡大した原因といえる。

前記（2）で述べたところと併せて、日本ヘリウムにおいて在庫差異が発生した場合に、それを適切なタイミングで発見・是正する内部統制が適切に構築されていなかったことが、内部統制の観点から問題と考えられる。

（4）損失処理の先送り（抑止・牽制機能の欠如）

本件では、日本ヘリウムの代表取締役及び日本ヘリウムを管轄する本社ユニットの上位の役職者が不適切行為（実在性のない過大な在庫計上を含む）を認識した後も、損失の一括処理に向けた本来あるべき対応が取られず、見せかけの業績を優先した、現状追認的な行為（不作為を含む）が広く見受けられた。また、本社ユニットから連結管理室（経理部門）に対して本件の報告・相談がなされた段階においても、損失処理を先送りする不適切な対応について、速やかな是正がされることがなかった。

管轄子会社を含む事業部門（ユニット内）での抑止・牽制が有効に機能していないだけでなく、事業部門と管理部門（本社経理部門）との間での抑止・牽制も有効に機能しておらず、このことも、J氏の行為が発覚した後に漫然と不適切な会計処理が継続した原因といえる。

6 その他の不適切な会計処理

（1）当社との間における販売単価改定による利益調整

2024年6月から、日本ヘリウムの単月・通年の赤字を回避するため、L社の商流²¹に介在する当社が、日本ヘリウムから通常価格より高くヘリウムを仕入れて、当社グループの地域事業会社（AW東日本）へは通常価格で卸すことで、日本ヘリウムの赤字を負担する利益調整を行っていた。その結果、2023年頃から市況変化によりヘリウム自体の需要が大きく減少したにもかかわらず、日本ヘリウムの当社に対する売上が2024年3月期の10億02百万円から2025年3月期の18億42百万円へと大きく増加した。

当事案を調査した結果、当社と日本ヘリウムとの間の販売単価の改定にあたり確認書の締結等の手続は経ており、また、日本ヘリウムの当社に対する売上が連結上は相殺消去されており、連結財務諸表に影響はなかったものの、当社と日本ヘリウムでの改訂された販売単価は経済的な合理性を備えた金額とはいえず、両社の単体レベルでの損益は不合理に調整されたものといえる。

²¹ 日本ヘリウム→当社→AW東日本→Bs社→L社（最終顧客）の商流である。

日本へリウムの前副社長である Iv

すなわち、日本ヘリウムは2018年4月に川崎へ本社を移転し、旧本社である[]の工場棟とプレハブ2棟を2018年9月7日に解体したが、固定資産台帳上、除却の処理をせず、また、会計処理も何ら計上しなかった。翌期である2019年4月25日に[]の土地を売却したが、そのタイミングで前年に解体済みである工場棟とプレハブ2棟を含む、[]の固定資産を一括で処理した。本来は原則として建物を解体した時点で除却損を計上するべきであるため、2018年度に除却損約13百万円を計上するべきであり、2019年度は同額を取り消す処理が必要であるが、意図的にかかる処理を行わず、除却損の計上を先送りしたことは不適切な会計処理に該当し、その影響額は約13百万円となる。

1 エコロッカの概要等

エコロッカは、2003年に当社の一事業部（エコロッカ事業部）として発足し、2014年8月にエア・ウォーター・マッハ株式会社（以下「AWマッハ」という。）のエコロッカ営業部と当社本社のエコロッカ事業部が統合される形で独立事業会社化した当社の完全子会社である。現在は、長野県長野市に本社を置き、資本金90百万円、売上高16億44百万円（2025年3月期）、従業員数38名（2025年3月時点）である。

エコロッカは、当社の地球環境分野・D&Iグループの中のインダストリアルガスユニットに属し、本社のある[]工場を主要な事業所とし、リサイクル材を原料とするウッドデッキ（デッキ材）、ルーバー材、フェンス材等環境配慮型の建築素材を主力として、木材・プラスチック・金属等の複合材をはじめとする建築・土木資材等の製造、販売を行っている。2021年12月には、事業譲渡により[]工場が新たに製造拠点に加わった。2024年3月以前は、エコロッカは、自社で製造した製品を自らユーザに販売する他、ゼネコンから資材等の設置工事を受注する等していたが、2024年4月に当社グループの事業再編が行われ、営業・販売機能はAW東日本等の地域事業会社へ移管し、エコロッカは製造に特化する体制へと移行した。

(1) 概要

エコロッカでは、2024年5月頃、約4億円の在庫差異等が生じていることが発覚し、その後の実地棚卸等の調査の結果、2025年9月末時点における在庫差異や減損処理等の要修正額は約5億円に上ることが明らかとなった（以下「本件在庫差異」という。）。本件在庫差異が生じたのは、主にJp氏（以下「Jp氏」という。）が代表取締役を務めていた2017年6月から2024年3月までの期間であると考えられ、その原因は、以下のとおり多岐にわたる。

① 実地棚卸の未実施等を原因として、実在庫と在庫管理の記録表である在庫動態表との間に差異が生じており、原材料・仕入商品・製品等の在庫数量に差異が生じていた。

② 在庫単価を調整して在庫を実単価よりも過大に評価する一方、(売上)原価を実原価よりも過少に計上していたため、帳簿上の合計額と実際の在庫の合計額に差異が生じていた。

③ 帳簿上での在庫の払出し処理を適切に実施しておらず、在庫を過大に計上する一方、原価を実原価よりも過少に計上していたため、帳簿上の合計額と実際の在庫の合計額に差異が生じていた。

④ 在庫補正として不適切に原価のマイナス処理を行い、結果的に架空の在庫が計上されていた。

⑤ 滞留在庫・不良在庫・貯蔵品等を適切に評価減処理しなかった。

⑥ 未成工事支出金の不適切な資産計上が行われていた。

⑦ 回収可能性のない前渡金の損失計上の先送りが行われていた。

⑧ 連結財務諸表上における、開発費の不適切な資産計上が行われていた。

以下、個別の発生原因について詳述する。

(2) 在庫差異等の発生に至る経緯・原因

ア 在庫管理の過程における数量差異の発生

エコロッカの棚卸資産は、自社倉庫(工場、 工場、 倉庫、 倉庫)及び外部倉庫(委託先は、エア・ウォーター物流株式会社(以下「AW 物流」という。)、Aa 社、及び当社)に存在する。在庫管理の概要は以下のとおりである。

(ア) 工場担当者による在庫確認とシステム入力

工場担当者は、工場内在庫表と呼ばれる Excel 表で在庫数量を管理しながら、 という販売購買在庫管理システム(以下「 システム」という。)に入庫及び出庫の情報を入力する。

(イ) 在庫動態表の作成

在庫管理担当者は、 システムから出力した CSV データを Excel 表に転記する形で在庫動態表と呼ばれる在庫リストを作成する。この際、在庫動態表と、エコロッカの外部倉庫から送付される預り証のデータや、 工場及び 工場から報告を受けた在庫数のデータを月次で比較することで、実在庫と帳簿上の在庫に差異があるか否かを確認する。

(ウ) 会計システムへの入力

Cc 会計税務事務所が、在庫動態表を元に算出した毎月末の棚卸資産の残高を、エコロッカの会計システムに入力する。

(エ) 実地棚卸の不実施

当社グループ全体として、年に2回実地棚卸を実施することとされていた。しかしながら、エコロッカにおいては、少なくとも Jp 氏が代表取締役社長を務めていた2017年6月から2024年3月までの期間、実地棚卸と評価し得る行為は行われていなかった。

具体的には、 工場をはじめとする自社工場については、Jp 氏やその他担当者が工場から送付されてくる在庫表と在庫動態表との照合はしていたものの、自社工場まで赴いて実在庫の確認作業を実施する又はこれに立ち会うといったことはなく、実地棚卸の実施記録も残っていなかった。また、外部倉庫についても、倉庫業務を AW

物流に委託していたものの、委託範囲に実地棚卸は含まれていなかったため、Jp氏をはじめとするエコロッカの担当者は、AW物流の担当者から送付を受けた在庫表と在庫動態表の照合を行うのみで、実地棚卸を実施するといったことはなかった。

(オ) Jp氏による数量の調整等

前記在庫管理プロセスの中で、Jp氏は、エコロッカが当社の一事業部門であった2009年頃から在庫管理を担当しており、代表取締役となった2017年以降は、在庫動態表の作成を一人で行っていた。Jp氏は、月次での在庫動態表と自社倉庫及び外部倉庫から送付されてくる在庫数のデータの確認作業の中で、各工場からの報告数量と在庫動態表との間に差異を確認した場合、当月分のデータを修正するのではなく、■■■■システム上で翌月分の払出しの数量を調整していた。また、在庫動態表の数量を調整することもあり、その結果として在庫動態表上の単価も変更されてしまっていた。その他、Jp氏は、在庫動態表に入力すべき数量の単位を誤って入力することがあり²²、入力された数量が誤っていることを認識した後も、これを修正しなかったため、結果として在庫動態表上の在庫数量が過大に計上されてしまっていた。

以上のとおり、Jp氏による払出しの数量の調整及び在庫動態表上の数量の調整並びに数量の誤入力等により在庫差異が生じるとともに、エコロッカにおいて実地棚卸が適切に実施されていなかったこともあいまって、2024年3月までの間に、実在庫と会計帳簿との間で在庫差異が生じることとなった。なお、Jp氏による在庫数量等の調整が意図的に行われたものか否かについては、後記(3)に詳述する。

イ 在庫単価の調整による在庫の過大計上及び(売上)原価の過少計上

エコロッカにおいては、製品及び仕掛品を標準原価により評価している²³。当該標準原価の算定に用いられている標準単価は、社内で予算策定時に設定した標準単価と比較して、相対的に高い水準となっていた。さらに、エコロッカにおいては、売上原価を、期首の在庫残高及び当期の実際製造原価の合計から期末の在庫残高を差し引くことにより計算しているところ、在庫残高の評価に用いる標準原価が実際製造原価よりも高くなっているにもかかわらず、標準原価と実際製造原価との差額が期末在庫及び売上原価へ按分されない結果、在庫が過大に計上される一方、売上原価が過少に計上されることとなった。製品及び仕掛品の標準単価が過大である可能性については、在庫管理を担当していたJp氏自身も認識していたものの、次回の実地棚卸の際に修正すればよいとの判断から対応が先延ばしされ、その後修正されることはなかった。なお、Jp氏は、2024年3月をもって代表取締役を退任するとともに、エコロッカを退社している。

ウ 誤った在庫補正による在庫の過大計上及び(売上)原価の過少計上

2023年9月に、Jp氏は、■■■■システム及び在庫動態表上で、在庫の計上単位を袋数(50本入り)から本数へ変更する補正を行った。なお、当該補正は、在庫管理上必要なものではなかった。計上単位を袋数から本数へ変更することで在庫の数量は大幅に増加したが、単価は本数単価に修正されておらず、従来の袋数単価を採用していた結果、約51百万円の在庫の過大計上、同額の売上原価の過少計上となった。Jp氏は、当該補正がエコロッカの営業利益へ重要な影響を及ぼすこと、また当該補

²² 具体的には、1袋50本入りの在庫について、本来は袋単位で数量を入力すべきところ、本数単位で数量を入力していたため、結果的に数量を過大に入力していた。

²³ なお本来であれば標準原価と実際原価との差額を期末在庫及び売上原価へ按分する必要があるが、当該按分は行っていない。

正が誤りであるとの認識はあったものの、適正な処理への修正を行うことはなかった。

エ 滞留在庫等の評価減処理の未実施

エコロッカの外部倉庫に保管された滞留在庫について、当社グループのグループ会計方針では評価減の検討が必要であったが、かかる検討が未実施であった。同様に、販売可能性のない不良在庫についても評価減の検討が未実施であった。滞留在庫については、半年に1回の頻度で滞留在庫報告書が作成されており、Jp氏自身や工場担当者も滞留在庫の存在を認識していたが、以下の理由により、適切に評価減の処理がなされていなかった。

① 2年以上滞留している在庫は評価減の対象となる社内ルールが一応存在していたものの、その間に一度でも受払いがあれば滞留在庫から外れるという運用がなされていたこと

② 原材料等として再利用の可能性がある在庫は評価減の対象としないという運用がなされていたこと

③ ①②の運用について、社内全体で周知された業務フローやマニュアルが存在せず、Jp氏が独自に評価減の判断を行っていたこと

さらに、主に[]工場において、貯蔵品として資産計上されている物品に使用済みの物品が複数含まれていた。Jp氏は、年に2度の実地棚卸時期に、自社工場の工場長から貯蔵品を使用したか否かについてヒアリングを行い、貯蔵品の使用状況を把握していたと供述するが、実際には、資産計上されている貯蔵品に使用済みの物品が複数含まれていた。

オ 未成工事支出金の資産計上

エコロッカでは、クレーム処理費や人件費等の本来損失や費用として計上すべき性質の支出が未成工事支出金として資産計上されていた。

具体的には、2021年4月から同年6月までに発生した、エコロッカが納品した製品に不具合があったことに起因する工事のやり直し費用合計約38百万円について、対応する売上の発生は見込めない状況であったが、これを未成工事支出金として資産計上し、その後段階的に工事原価として処理した。

その他、エコロッカから協力会社への出向者に係る人件費等のうち[]円について、協力業者からエコロッカに対してその一部を負担してほしいという依頼があった際、Jp氏が人件費等の負担を決定し、2023年9月に当該人件費等を未成工事支出金として計上した。もっとも、Fz氏によれば、対応する工事案件について、出向者の人件費が発生するような実作業は行われていなかったとのことである。

カ 前渡金の未処理

エコロッカにて購入予定であった商材に関する前渡金が2018年に資産計上され、その後当該商材に関する取引自体が頓挫し、前渡金の回収目途が立たなくなったにもかかわらず、損失計上の要否について検討が行われず、資産計上されたままであった。回収目途が立たなくなった時期は特定できないものの、Jp氏が当該取引を推進していたことから、同氏が代表取締役社長を退任した2024年3月以前のいずれかの時点であったと考えられる。

キ 開発費の資産計上

エコロッカでは、2023年12月から2024年3月までの期間において、製造人件費等約39百万円を連結財務諸表上において開発費として資産計上し、2025年3月期末においても減損の検討を含む再評価を実施していなかった。エコロッカでは、当時、在庫量の増加に伴い製品の生産を一時的に減らして生産調整を実施しており、在庫単価に配賦される人件費が上昇していたため、生産調整を実施している期間に新製品の開発行為を行い、新製品の開発に成功した場合には開発費用として製品価格に上乗せすることとして、製品開発に係る製造人件費等を開発費として計上していた。もっとも、製品開発業務が実際に実施されていたか否かについて、開発を予定していた3商品のうち、1つは2024年4月以降開発に着手したものの2025年5月に開発を断念、1つは2023年8月から見積りやサンプルの作成等に取り組んだものの同年11月には開発を断念しており、1つについては開発に取り組んですらいなかった。

(3) Jp氏の認識

Jp氏は、ヒアリングにおいて、在庫単価の調整（前記イ）に関して、製品及び仕掛品の標準単価が過大である可能性を認識していたものの、次の実地棚卸の際に修正すればよいと判断して直ちに修正はしなかった旨供述している。また、誤った在庫補正（前記ウ）に関しても、当該補正が誤りであること及び当該補正がエコロッカの営業利益に重大な影響を及ぼす可能性があることは認識していたものの、適正な処理への修正を実施していなかった旨供述しており、在庫単価の調整及び在庫補正に関しては、自身の処理が誤っていたことを認めている。

その一方で、前記(2)で述べたその他の各処理については、Jp氏において自身の処理が誤っていると認識していたことを示す客観的資料や供述は得られなかった。また、Jp氏は、前記在庫単価の調整及び在庫補正を含め、エコロッカの利益を過大に計上する等の目的で意図的に在庫動態表等の数値の修正や在庫単価の調整等をしたことはなく、同目的で損失処理の先送りを判断し又は不適切な資産計上等を行ったことはない旨供述している。

この点、当社グループの他社と同様に、当社からの売上及び予算達成に対するプレッシャーが少なからずあったこと、資産計上された各種費用に係る工事や製品開発に実体があったのか明らかでないこと、当時のエコロッカの在庫残高が約8億円であったのに対し、在庫差異等の合計はその50%に当たる約4億円と極めて多額に上ること等からすれば、意図的な数値の修正がなかったとの説明は疑わしい。しかしながら、Jp氏がその経歴において主に営業関連の業務に従事してきたことや、当社や外部の会計事務所からのエコロッカの経理面への関与が限定的であったこと等を踏まえると、Jp氏自身は専門的な会計知識を有しておらず、在庫差異等の原因となった前記各処理の判断が会計知識の不足に起因するものである可能性は完全には否定できず、前記在庫単価の調整及び在庫補正以外の処理について、Jp氏がエコロッカの利益や売上をよく見せるために意図的に行ったとまでは評価できない。

(4) 会計上の問題

エコロッカにおける在庫差異等の発生要因は多岐にわたるが、そのうち棚卸資産について、エコロッカが実施した実地棚卸等の調査の結果を前提とすると、2025年9月末における実地棚卸差異は約4億25百万円、滞留評価額は約28百万円にのぼる。これらは前記(1)の①から⑤に記載した事項等が原因となって生じた差異の積み上げであり、大部分は本来であれば過年度のいずれかの時点において費用処理しなければならなかった。過年度における影響額を算定することは困難であるが、少なく

とも Jp 氏が代表取締役となった 2017 年 6 月以降のいずれかの時点から、エコロッカにおいては、棚卸資産が過大に計上される一方、売上原価が過少に計上されていたと認められる。

前記(2)・オで述べた、工事のやり直しに伴い計上された未成工事支出金については、対応する売上の発生が見込めるものではなく、本来であれば発生時に費用処理すべきであった。また、出向者の人件費等については、対応する工事案件との関連性が認められず、未成工事支出金として計上できる性質ではなかった。よって、未成工事支出金の過大計上及び(売上)原価の過少計上が認められる。具体的には、2022 年 3 月期には約 38 百万円、2023 年 3 月期には 19 百万円、2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期には約 23 百万円の未成工事支出金が仕掛品として過大計上されていた。

前記(2)・カで述べた、エコロッカにて購入予定であった商材に関する前渡金については、2024 年 3 月以前のいずれかの時点で回収目途が立たなくなったと考えられ、結果的に約 3 百万円が過大に計上されていたと認められる。

前記(2)・キで述べた、連結財務諸表上において計上された開発費については、開発が技術的に実現可能であったとはいえず、IAS 第 38 号第 57 項に定められる資産計上の要件を満たしていたとはいえない。よって、2024 年 3 月期以降において、開発費約 39 百万円が過大に資産計上されていたと認められる。

(5) 内部統制上の問題

ア 在庫管理業務の属人化

エコロッカでは、在庫動態表は、期末在庫の残高及び在庫区分(原材料・仕掛品・製品等)を確定する基礎資料であり、決算仕訳起票の前提となる重要なものであるが、2017 年以降、2024 年 3 月までの間、その作成と管理を代表取締役の Jp 氏が実質的に一人で執り行ってきた。また、当該資料について、当社の管理部門やエコロッカの取締役、監査役が確認・レビューすることがなかった。会計業務の外部委託先である Cc 会計税務事務所は、Jp 氏が作成した在庫動態表を元に評価した棚卸資産の残高を会計システムへ入力していたが、在庫動態表自体の適正性を確認する統制は存在しなかった。在庫動態表を適切に作成・管理し、仮に誤りが発生した場合に、それを適切なタイミングで発見・是正する内部統制が構築されていなかったといえる。

イ 実地棚卸等の不実施による在庫差異発生とその放置

前記 2・(2)・ア・(エ)で述べたとおり、当社グループでは、実地棚卸を年 2 回実施することが当社グループの実地棚卸実施要領に定められている。しかし、エコロッカにおいては、Jp 氏が代表取締役社長を務めている期間中に、実地棚卸は行われていなかった。

特に、Jp 氏が在庫動態表作成・管理を担っていた期間においては、在庫を抱える拠点多く、実地棚卸に必要なマンパワーが不足していた。そのため、各倉庫が日常業務の入出庫記録に基づいて作成する在庫表上の理論在庫数量を実在庫数量とみなしていた。この場合、倉庫側の受払入力、廃棄品の削除処理等が適切に在庫表に反映されない限り、理論在庫数量は徐々に実在庫数量と乖離していくことになるが、それらの差異を検証する業務プロセスは構築されていなかった。

また、独自に現物確認を実施したとされる工場においても、その結果について、工場側のカウントと経営管理側との差異を突合し、原因分析及び修正を行うといった相互チェックの手続きは十分に整備・運用されておらず、内部統制の重要な機能である第 1 線の機能が適切に発揮されなかったといえる。

ウ 管理部門による指導の欠如

開発費の資産計上や未成工事支出金の資産計上、前渡金の未処理等、多数の決算整理項目について、不適切な処理が検出された。これは、決算処理の重要性を理解している人材やそれに精通している人材がエコロッカでは不足していたと考えられる。このため、当社グループ全体の決算を担う連結管理室に頼らざるを得なかったものの、リソース不足により、十分な管理・指導は行えておらず、内部統制の重要な機能である第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されなかったといえる。

3 発覚後の損失処理の先送り

(1) 概要

エコロッカにおいて、2024年5月に前記第3・2で述べた在庫差異等の存在が発覚したことから、速やかに在庫差異等の金額を確定して損失処理等をすべきであったにもかかわらず、Fg氏の当該年度における損失処理は難しい旨の発言を受けて2025年3月期における損失処理を先送りし、さらに、2026年3月期においても、Fh氏を中心とする当社の当時の監査室の関与のもと、5年ないし6年間にわたり分割して在庫差異等を費用処理する方針が検討されていたものである。

(2) 発生に至る経緯・原因

ア 2025年3月期における損失処理の先送り

(ア) 在庫差異の発覚

2024年4月、エコロッカは当社のグループ再編によりD&Iグループの傘下に入り、D&Iグループからの指導を受けながら業績改善に取り組むこととなった。その過程で、2024年5月30日、AW東日本代表取締役のGg氏（以下「Gg氏」という。）及び当時のD&Iのグループ兼インダストリアルガスユニットであるEo氏によるエコロッカの視察が行われた。この際、Eo氏は、エコロッカの外部倉庫が多く、在庫数量が多かったことから、Fz氏に対して、エコロッカの在庫管理の記録（在庫動態表）と実際在庫の照合を指示した。この指示に基づき、Fz氏が調査を行った結果、前記第2のとおり、エコロッカにおいて本件在庫差異が発生していることが判明した。

(イ) 発覚した在庫差異等の共有

Fz氏は、2024年6月12日、Gg氏らとの打合せにおいて、本件在庫差異の発生を報告し、さらに、2024年6月19日にはD&Iグループの会議において、Eo氏及びインダストリアルガスユニットのビジネスディビジョンBx氏に対して、本件在庫差異の発生を報告した。また、2024年6月14日に、エコロッカの会計処理を依頼しているHh氏（以下「Hh氏」という。）にも本件在庫差異について報告した。その後、Eo氏及びBx氏から、地球環境部門・企画・管理部Fj氏（以下「Fj氏」という。）及びインダストリアルガスユニット・業務・システム部Ak氏に報告がなされた。2024年6月27日、Bx氏は、Ea氏に対して、発覚した在庫差異等を報告した。同日又は2024年6月28日、Ea氏は、2024年7月以降、経営企画室Hp氏（以下「Hp氏」という。）に対して、発覚した本件在庫差異を報告した。Hp氏は、同日、監査室Fh氏及び監査室Iy氏（以下「Iy氏」という。）に対して発覚した本件在庫差異を報告した。

(ウ) Fg氏及びHy氏との面談用報告資料の作成

2024年6月19日及び同年7月22日に開催されたD&Iグループの会議において、Eo氏及びBx氏は、Fg氏及びHy氏への報告を行うことを目的として、Fz氏に対し、実地棚卸等の調査による在庫差異の内容及び損失処理すべき金額の確定と、当該調査結果に基づいた報告資料の作成を指示した。

Fz氏は、本件在庫差異に係る報告資料の作成に伴い、2024年9月13日、Hh氏に本件在庫差異のうち、前記(1)・ア・(イ)記載の在庫差異及び同(カ)記載の未成工事支出金の適正な会計処理方法を確認した。Hh氏からは、これらについては当期(2025年3月期)に損失処理をする必要がある旨の回答があり、Fz氏は遅くとも当該回答を受けた時点でその必要性を認識した。

その後、Fz氏はHh氏にも相談しつつFg氏及びHy氏への報告資料及び補足資料を作成し、主にBx氏との間で、当該資料に関する継続的な修正・調整のやり取りを行った。

さらに、Fz氏が、エコロッカにおける在庫差異等の内容及び損失処理すべき金額を調査した結果、2024年10月、損失が約4億80百万円であることが判明した。

(エ) Fg氏及びHy氏との面談(2024年10月9日)

2024年10月9日、Fz氏は、Fg氏、Hy氏の順に、それぞれ個別に面談を実施した。まずFg氏との面談において、Fz氏は、本件在庫差異の詳細を説明し、約4億80百万円の損失が発生していることから当期に一括して損失処理することを申し入れた。これに対し、Fg氏からは「減損処理に関しては、私が決定する立場ではないが、エア・ウォーターの目標達成の実現のため、今期の処理は難しいかもしれないが、Fj氏がいろいろと検討して判断するのではないか」という旨の発言があった。この際、Fz氏は、Fg氏の発言につき、自身はFg氏と減損処理について議論すべき立場にはなく、Eo氏及びBx氏とともに検討すべき発言と判断したため、Fg氏に対して、当期において損失処理をしないことが不適切な会計処理に該当することは伝えなかった。

その後のHy氏との面談において、Fz氏は、本件在庫差異の詳細を説明したうえで、Fg氏の前記発言内容も共有したが、Hy氏は「分かりました」と述べるにとどまり、処理方針に関する具体的言及や、Fg氏の発言に対する特段の反応はなかった。

そして、同日、Fz氏は、Bx氏及びEo氏に対して、Fg氏との面談内容を報告し、当該報告内容は、同日又はその直後において、Fj氏及びEa氏等に共有された。

(オ) 損失処理の先送りの決定及び実行

Fz氏は、前記面談におけるFg氏の発言を受け、約4億80百万円の損失を当期で一括処理することはもちろん、次年度以降においても一括で処理することは困難であると判断した。

さらに、Bx氏らFz氏より上位の役職者からも、本件在庫差異の損失処理に関する明確な指示がなされなかった。

そこで、Fz氏は、約4億80百万円の損失を2026年度から2030年度の5年に分けて処理することとし、損失処理の計画を立てた。具体的には、2026年度及び2027年度にそれぞれ90百万円、2028年度から2030年度にそれぞれに1億円の損失処理をすることを計画した(以下「本件処理計画」という。)

2025年1月16日、D&Iグループの中期予算計画に関するヒアリングにおいて、Fz氏は、Eo氏及びBx氏らに対して、本件処理計画を説明し、2025年1月31日には、本件処理計画を含む2025年度予算計画及び中期経営計画案を作成した。Eo氏及びBx氏は、当該予算計画及び中期経営計画案を承認した。

その結果、エコロッカにおいては、本件処理計画に基づき、本件在庫差異について、2024年度において損失処理は実施されなかった。

イ 監査室関与のもとでのさらなる先送り計画の検討

(ア) 監査室による監査の実施

2025年5月22日及び23日、当社の監査室により、エコロッカに対する業務監査及び財務監査が実施された。そして、同年5月23日、財務監査の一環として面談が実施され、エコロッカはFz氏及び経営管理部■■■■ Aj氏（以下「Aj氏」という。）が、監査室からはFh氏、Iy氏及び監査室社員のIw氏が出席した。

そして、財務監査において、Fz氏は、Fh氏、Iy氏及びIw氏に対して、4億80百万円の損失を2026年度から2030年度の5年に分割して減損処理をする計画について報告したにもかかわらず、監査室のメンバーはこれに対して不適切な会計処理であるとして止めるよう指示等を行うことなく、損失を分割処理する方針を前提として、2026年度を待つことなく、2025年度から処理を開始するか否かについて議論した。

その際、Fh氏においては、「少しずつ金額を減らして、処理していくことが必要である」という認識は一緒だと思う。」「万が一監査法人から指摘された場合はすぐに処理しなければならない状況になる。今期から少しずつ処理を進められないか、Fj氏とも相談する。」等と発言し、また、Iy氏は、4億80百万円もの損失を一括処理すると、監査法人に疑問を持たれてしまうことを懸念する発言をしており、損失を隠蔽しようとしていたことが窺える。

(イ) Fz氏とFg氏及びHy氏との面談（2025年6月9日）

Fz氏は、策定した本件処理計画を含む中期経営計画について説明するため、2025年6月9日に、Fg氏、Hy氏の順に、再度それぞれ個別に面談を実施した。まずFg氏との面談において、Fz氏が本件処理計画を説明したところ、Fg氏からは、本件在庫差異に係る損失処理を2025年3月期に行わなかったことを咎める旨の発言があった。

続くHy氏との面談において、Fz氏は本件処理計画を説明したうえで、Fg氏の前記発言内容も共有したが、ここでも、Hy氏から、当該処理方針に関する具体的言及や、Fg氏の発言に対する特段の反応はなかった。

そして、同月10日、Fz氏は、Bx氏に対して、当該面談内容を報告した。

なお、この面談時、Fz氏は、Fg氏の発言内容が以前の面談時と異なっていることを認識していたものの、Fg氏に対し、その旨を指摘することはなかった。

(ウ) 2025年6月23日の監査室とエコロッカとの会議

2025年6月23日、当社監査室による監査の一環として、エコロッカ側と当社監査室の会議が開催された。エコロッカ側はFz氏、Aj氏及びエコロッカの経営管理部■■■■ Iz氏が、監査室からはFh氏、Iy氏及びIw氏が出席した。

Fh氏は、エコロッカにおいて、エコロッカの在庫管理について、在庫動態表において払い出された在庫が、そのまま帳簿上に残っているものとして記録されていることを確認した。

また、Fh氏は、期末や四半期末ごとにイレギュラーな処理を行うと、監査法人が使用しているAI分析ツールによって会計処理が顕在化し、損失が発覚してしまうので、そのような処理はすべきではないとの趣旨の発言をしたうえで、期末在庫評価の見直しと、期中における製品販売プロセスでの在庫の払出しによる損失処理方法を議論した。

さらに、Fh氏は、Aj氏が作成した、在庫差異について記載された資料を監査法人に見せた場合、実地棚卸の際に在庫の現物が存在しないことが発覚し大ごとになるため、このような資料を監査法人に見せてはいけないという趣旨の発言をしており、監査法人に対する資料の隠蔽を示唆したことが窺える。

2025年6月23日の会議において、監査室の意見として、「会長が一括処理を指示したから一括処理をするという判断は、会長は好まない筈。」「2026年度から2030年度までの5年間で処理する計画に対して、今年度からでも処理した方が良い。」「年度末に一括処理などの極端な処理は望ましくない。」といった発言があったことについては、2025年7月16日に実施されたD&Iグループ・インダストリアルガスユニット・ビジネスディビジョンの会議資料にも記載されており、監査室からエコロッカに対し、一括処理以外の方法で会計処理をすることが望ましいとの方針を示唆したことが示されている。

このように、当社監査室のメンバーは、本件在庫差異を一括で損失処理する方向で本件処理計画を正すことをしなかったのみならず、不適切な在庫管理や損失処理が監査法人に発覚することを避けながら、複数年にわたって少しずつ処理する方法を検討していた。

(3) 関与当事者の認識

ア Fz氏

Fz氏は、前記(2)・アのとおり、本件在庫差異の発覚以降、その処理方針につきBx氏やHh氏らと継続的に協議、相談しながら、最終的には本件処理計画に基づき損失処理の先送りすることを決定した。したがって、Fz氏は、本件在庫差異に係る損失処理の先送りを認識していたことは明らかである。

イ Eo氏、Bx氏

Bx氏は、前記(2)・アのとおり、本件在庫差異の発覚以降、その処理方針についてFz氏と継続的に協議していた。さらに、Fz氏とFg氏との面談後にFz氏から報告(Fg氏が「減損処理に関しては私が決定する立場ではないが、エア・ウォーターの目標達成の実現のため、今期の処理は難しいかもしれないが、Fj氏がいろいろと検討して判断するのではないか」旨述べたとの報告)を受け、その後、D&Iグループの中期予算計画に関するヒアリングにおいてFz氏が本件処理計画を提案した際にも同ヒアリングに参加し、Fz氏の提案内容(報告)を了承した。したがって、Bx氏は、本件在庫差異に係る損失処理の先送りを認識していたものと認められる。

また、Eo氏は、Fz氏から本件処理計画の報告を受けた記憶がない旨述べている。しかし、2025年1月16日に実施されたD&Iグループの中期予算計画に関するヒアリングにおける報告資料には本件処理計画が記載されており、かつ、当該ヒアリングにはEo氏も参加している。加えて、同ヒアリングに参加していたBx氏は、Fz氏から本件処理計画の報告を受けたことを把握している。これらの事情に照らすと、Eo氏が本件処理計画について報告を受けていなかったとする説明は合理的に説明しがたく、Eo氏も本件処理計画を認識していたと認められる。

ウ Fg氏

Fg氏は、前記(2)・ア・(エ)で述べた、2024年10月9日に行われたFz氏との面談に関し、損失処理について、「私が決定すべき事項ではないので、しかるべき手順を踏んでほしい」旨述べたにすぎないとして、「今期の処理は難しいかもしれない」といった発言をした事実を否定している。

この点、Fz氏は、本件在庫差異等の発生が前任のJp氏に、損失処理の先送りがFg氏にそれぞれ起因する旨の供述をしているところ、Fz氏が自己の責任を回避ないし転嫁する動機を有している可能性はあり得る。また、Fz氏が、後記4記載の自身が過去に主体的に関与した不適切な会計処理につき、本調査が開始した後速やかに開示しなかったことにも照らせば、同氏の供述の信用性については慎重に検討する必要がある。しかしながら、前記(2)・ア・(エ)で述べたとおり、Fz氏がFg氏に対して一旦は本件在庫差異の一括処理を前提とした計画を提示した経緯を踏まえると、Fz氏が、あえて虚偽の報告というリスクを冒してまで自発的に不適切な損失処理の先送りを選択したとまでは考えにくい。また、Fz氏はFg氏との面談直後、速やかに面談内容を報告するメールを送信している。当該メールは問答形式で、具体的な会話内容が記載されていることからすれば、記憶違い等で誤った内容が記載される可能性は高くはない。

以上を踏まえると、Fg氏が、Fz氏との面談において、「減損処理に関しては、私が決定する立場ではないが、エア・ウォーターの目標達成の実現のため、今期の処理は難しいかもしれないが、Fj氏がいろいろと検討して判断するのではないか」という旨の発言をしたことは認められる。

当該発言は、損失処理の先送りを明示的に述べるものではなく、Fg氏とFz氏とのやり取りの前後の文脈を踏まえても、本件在庫差異の処理方針について、先送り等の不適切な会計処理を具体的に指示ないし示唆したものとは認められない。もっとも、Fg氏は、平素より社員に対して予算達成を厳しく求め、強い執着を示していたことに加え、後記第6・2・(3)・アで述べたとおり、AW防災の「M番」に係る損失処理の先送りを容認するような言動も見られるところである。また、Fz氏から本件在庫差異の報告及び当期の損失処理の必要性の説明を受けたことに対してなされた「今期の処理は難しいかもしれない」旨の発言は、結果としてFz氏に対して損失処理の先送りをほのめかすこととなったと認められる。Fg氏の前記発言は、表面的には、予算目標の達成を優先しつつ、当該損失を処理する方策を検討するよう伝えたものと認められるが、Fg氏としては、不適切な会計処理に該当しない対応が望ましいものの、予算目標を達成が困難な場合であっても適切な会計処理を優先すべきであるとの認識までは必ずしも有していなかった可能性がある。

エ Hy氏

Hy氏は、前記(2)・ア・(エ)のとおり、2024年10月9日に行われたFz氏との面談において、本件在庫差異の発生について報告を受け、これを認識したものと認められる。この点、Hy氏は、当該面談において、Fz氏から分割処理や当期での一括処理等の処理方法について説明を受けた記憶はない旨供述しているが、当該面談で使用された資料には、当期での一括処理を前提とした損失処理額が記載されていること、Hy氏とFz氏との面談に先立ち、Fg氏とFz氏との面談が実施されていたものの、当該時点で損失処理の先送りについて具体的に議論され、結論が出るに至ったとまでは認められないこと等からすると、Hy氏がこの時点で損失処理の先送りについて認識したとまでは認められない。

他方、Hy氏は、2025年6月9日に行われたFz氏との面談においても、Fz氏から本件在庫差異の処理方法についての説明があったかは覚えていない旨供述している。しかし、前記(2)・イ・(イ)のとおり、同面談で使用された資料には本件処理計画の説明が記載されており、その内容はエコロッカの予算計画に大きく影響するものであった。また、直前に実施されたFg氏とFz氏との面談において本件処理計画についてやり取りがなされていることを踏まえると、Hy氏とFz氏との面談において、本

件処理計画について全く触れられなかったとは考えがたい。これらの事情を踏まえると、Hy氏は、少なくとも、2025年6月9日の面談においてFz氏から本件処理計画の説明を受けたにもかかわらず、これに対してHy氏が当期における本件在庫差異の一括処理等の適切な会計処理を指示しなかったことは認められる。

オ Ea氏、Fj氏、Hp氏

Ea氏、Fj氏及びHp氏は、前記(2)・ア・(イ)のとおり、本件在庫差異の発生について報告を受け、これを認識していた。さらに、Fz氏とFg氏との面談において、Fg氏が本件在庫差異について当期処理ができない旨述べたことについても報告を受けていた。もっとも、前記3名は、当該報告を受けた後に自主的な情報収集を行った形跡はなく、また、その後、Bx氏等から本件在庫差異の処理方針・処理結果について追加の報告を受けていた事実も認められない。

以上を踏まえると、各人の対応の当否については別として、Ea氏、Fj氏及びHp氏が本件在庫差異の最終的な処理方法を明確に認識していたとはいえず、損失処理の先送りについて認識していたとまでは認められない。

カ Fh氏

Fh氏は、2025年6月23日の会議において、当期一括処理に対するFg氏の意向について、「会長が一括処理を指示したから一括処理をするという判断は、会長は好まないはず。」という、当期に一括処理すべしというFg氏の発言を認識しながら、一括処理に対して否定的な認識を有しているとの発言をしたことが認められる。また、Fh氏は、「2026年度から2030年度までの5年間で処理する計画に対して、今年度からでも処理した方がよい。」「年度末に一括処理などの極端な処理は望ましくない。」との発言もしている。さらに、期末や四半期末ごとにイレギュラーな処理を行うことについて、「一気に、落とすのはなかなか難しい、難しい数字なので落とせるだけの何かこう原資いうか、あればいいんですけど」、「期末とかクォーター毎に特別の処理をするということにしないで、例月の中で(費用として)落としていける。そうしないと逆に今監査法人が何をしているのかと言ったら、クォーター毎の決算整理の中で、何かイレギュラーな処理がないかどうかというのを、データを引っ張り出して彼らが持っているAI分析ツールみたいなので分析させて、イレギュラーな仕訳だけ、会計処理だけを拾い上げてくる。逆に言うと、それと同じような形にしちゃうと、そこがもう顕在化してしまうので、その評価替えを3月末に遡って1回やらないといけないと思っています。」等と発言しており、監査法人に在庫差異の存在や分割処理の事実が発覚することを避けるように処理をすることを示唆する発言をしたことが認められる。

このような発言について、Fh氏は、当委員会が実施したヒアリングにおいて、「場を和ませようとしたのであって、何らかの目的を持ってこのような発言をしたわけではなかった。」「2026年度に損失を先送りにしようという趣旨で発言したわけではなかった。」等と供述している。しかしながら、前記のとおり、Fh氏の発言は、一括処理を否定し、さらに監査法人に在庫差異の存在や分割処理の事実が発覚することを避けることを示唆するものであることが客観的に認められる。さらに、Fh氏の一連の発言について、会議に出席していたIw氏は、「Fg氏から一括で会計処理をするように指示があったものの、(監査室において)一度に約4億円の会計処理をすることはできないという議論があった。Fh氏とIy氏は、Fg氏の指示に賛同をしていなかった。監査法人による不正調査への対応の負担が大きいことと、会社の信用が下がることを懸念していたからである。」と供述している。同様に、Fz氏も「監査室から、Fg

氏は一括処理という極端な処理を望んでいるわけではなく、2026年度から、徐々に処理すべきではないかと指示された。」と供述している。

以上によれば、Fh氏による、一連の発言は単に「場を和ませようとした」にすぎないものであり、「何らかの目的を持ってこのような発言をしたわけではなかった」との供述は、その文理や当該発言を聞いた他の者の認識に反し不合理であり、当該発言の趣旨は、一括処理といったイレギュラーな会計処理を行うことにより、監査法人に損失が発覚してしまうことを懸念し、一括処理以外の方法で処理する意図を持っていたと認められる。

（４）会計上の問題

2025年3月期において、在庫差異等の損失（費用）処理が意図的に先送りされたと認められ、これは不適切な会計処理に該当する。

（５）内部統制上の問題

ア 経営トップへの付度起因する在庫差異の損失計上に関する内部統制の無効化

エコロッカにおいて2025年3月期に把握された本件在庫差異は、本来であれば損失計上等をすべきだったが、「今期の処理は難しいかもしれない」とのFg氏の発言を受け、当該期における損失計上が正当な理由なく見送られた。役職員による付度が重なった結果ではあるが、実質的には経営トップの言動に起因して内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

イ 管理部門による指導の欠如

2025年3月期に把握された本件在庫差異の共有先には、第2線の役割を果たすべき当社連結管理室も含まれており、在庫差異の問題を認識し、指摘できる立場にあった。また、2024年度にTWMの在庫不正問題が発覚しており、在庫差異については、当社グループにおいて重要な課題として識別されていたはずであった。しかし、一括して損失計上すべきという指摘はなされず、内部統制の重要な機能である第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されなかったといえる。

ウ 監査室による不適切処理の指南（第3線の機能不全）

監査室Fh氏及びIy氏は、エコロッカの本件在庫差異を2025年5月に認識し、業務監査で指摘はしたものの、不適切な在庫管理及び会計処理については是正を求める具体的な指示・勧告を行わなかった。むしろ、「損失の分割処理を前提として、監査法人への発覚を避けながら、期中の製品販売プロセスで損失を処理する方法」をFz氏らに提案した。

監査室という第3線機能を担う立場にありながら、不適切な会計処理を隠蔽し損失を先送りすることを事業会社に対し助言しており、内部監査の第3線としての保証機能が適切に発揮されず、むしろ、不適切な処理を助長するような働きかけをしたといえる。

４ 売上の過大計上

エコロッカにおいては、複数の手口により、売上を過大に計上する不適切な会計処理が行われていたことが検出された。以下、個別の手口について詳述するが、会計上の影響額については、後記第8・1・（２）にまとめて記載する。

(1) 有償支給取引に係る売上二重計上

ア 概要

エコロッカは、2024年4月頃まで、資材等の販売のみならず、[]から資材等の設置工事を一括して受注する業務を行っていたところ、E社（以下「E社」という。）等の[]に対して工事の施工と材料の調達を一括して下請けに出すとともに、[]に対して、当該工事で使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）していた。エコロッカは、[]に対する材料の有償支給の時点で売上を計上し、材料費を含んだ工事代金を[]に対して支払うことで当該材料を実質的に買い戻し、発注者である[]に対して一括工事の納品をすることで、同一の材料について売上を二重で計上していたものである。

イ 経緯・原因

(ア) 材料と工事を同一会社に販売、発注する手法

エコロッカでは、[]から工事及び材料を一括して受注した現場において、下請業者であるE社等[]に対しても、工事の施工に加え、工事に用いる材料の調達を含めて一括して発注する運用が採られていた。この運用の一環として、エコロッカは、[]に対し、工事に使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）していた。

具体的な会計処理としては、エコロッカは、[]との関係では、工事費用及び材料代金を請求し、工事及び材料に係る売上を計上していた。他方で、[]との関係では、工事及びその材料の調達を一括して発注するとともに、その工事材料を有償で供給（販売）することにより、[]向けにも材料売上が計上していた。

もっとも、エコロッカは、[]から工事費用及び材料代金の請求を受ける（[]）。ため、材料の有償支給取引により、エコロッカの売上は材料売上が二重計上されることにより増加するものの、これにより実質的な利益が生じるものではなく、むしろ手数料分の損失が生じるものであった。

なお、当該取引形態はエコロッカの売上を増加させる意図のもとで導入され、過去から継続的に行われており、遅くとも2018年頃には存在していたとされる。

(イ) 工事を発注した会社に、第三者を経由してその材料を販売する手法

エコロッカでは、前記（ア）の材工一括の取引形態が採用されていたところ、2018年頃、当社グループの内部監査において、当該運用が売上の二重計上として不適切である可能性がある旨の指摘を受けた。これを受け、当時の代表取締役社長であったJp氏の指導のもと、工事の発注先と材料の販売先が形式上同一とならないように、材料販売について[]であるS社（以下「S社」という。）やV社を介在させ、第三者を経由して[]に材料を販売する取引形態が採用される場合があった²⁴。この取引形態においても、実質的に前記（ア）の運用と異なることはなく、会計処理としては、同一材料について、[]向けの材料売上とは別に、[]向けにも材料売上が計上される構造となっていた。

なお、Jp氏は、内部監査による指摘は受けたものの、①当該運用が各[]との関係強化につながっていること、②各[]においてエコロッカが販売する商品を加工しており、エコロッカが販売した製品をそのまま買い戻しているわけではない

²⁴ その他にも、材料販売に係る工事案件名を変更することにより、実際に使用される工事案件と材料販売に係る工事案件とが同一であることを一見して判別できないようにする手法も用いられていた。

ことを説明した結果、監査部門から追加の指摘はなかったため、当該取引形態は問題ないものと理解していた旨述べている。

しかしながら、各[]との関係強化が会計処理を正当化するものではないし、仮にエコロッカが販売した製品が[]により加工がされていたとしても、その対価は加工費として把握されるべきであり、売買代金として総額を売上計上すべきものでもない。何より、Jp氏は、内部監査での指摘を受けて、不適切な売上の二重計上が発覚しにくくなるよう、S社等の販売商社を介在させる商流に変更しており、少なくとも2018年頃の当社の内部監査以降において、不適切に売上が二重に計上されていることを認識しながら、有償支給取引を継続していたと認められる。

(ウ) 取引の終息状況

その後、2023年3月期に当社が売上収益1兆円を達成してからは、当社グループ全体として売上規模よりも利益を重視する方針へ転換した。この方針転換により、売上は増加するものの買戻しの際の手数料分の損失が生じる材工一括受注と材料の有償支給取引を継続する実益が乏しくなり、当該取引は徐々に終息した。

ウ 会計上の問題

[]に対して、工事に使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）し、材料費を含んだ工事代金を[]に対して支払うことで当該材料を実質的に買い戻す取引は、有償支給取引に該当し、有償支給を行った時点においては収益認識の要件を満たさない。また、当該取引はエコロッカの売上を意図的に増加させるために実行されたものであり、二重に売上が計上されていることから、不適切な会計処理に該当する。

(2) 関東AWによる経済的実態のない商流介在

ア 概要

エコロッカは、2020年2月頃、当社産業カンパニー産業ガス関連事業部地域戦略部[] Iq氏（以下「Iq氏」という。）から、関東AWに売上を立たせてほしいとの依頼を受け、関東AWが取引に実質的に関与しないにもかかわらず、同社を前記（1）で述べた材料の有償支給取引の商流に介在させた。また、エコロッカが関東AWに製品を直接販売するのではなく、エコロッカと関東AWの間に、当社グループ外のCe社（以下「Ce社」という。）を介在させることで、エコロッカと関東AWの双方で、それぞれ売上を計上した。

イ 経緯・原因

Fz氏は、2020年2月頃、Iq氏から、関東AWの売上及び利益を伸ばすことを目的に、「大きな案件があったら関東AWを商流に組み込み、関東AWに売上を通してほしい」、「数百万単位ではなく、一定規模以上の売上が見込める取引としてほしい」との依頼を受けた。この際、Iq氏から具体的な商流の指示や提案はなかった。

Fz氏は、過去にIq氏から、エコロッカの販促活動の協力を受けたことがあったことから、Iq氏の依頼を無下にはできないと感じており、関東AWを通すことができる案件があれば、これに応えようと考えた。そこで、Fz氏がJp氏に相談したところ、Jp氏からも、何とかして関東AWに売上を通すように指示を受けた。その際、Jp氏からFz氏に対して、エコロッカと関東AWとの間で直接取引を行うことは不適切であるため、避けるように指示がなされた。

このような経緯から、Fz氏は、関東AWに売上を計上させるため、グループ外企業であるCe社及びE社²⁵に協力を要請し、エコロッカと関東AWの間に、各社を介在させた商流、具体的には、外形上、エコロッカの製品をCe社、関東AW、E社の順に利益を乗せたうえで転売する商流を形成した。なお、関連する徴憑によれば、当該商流により販売された製品は、最終的にはエコロッカが買い戻す形になっており、循環取引であることが疑われた。

この点、前記の商流の実態については、Fz氏とJp氏の供述に相違がある。すなわち、Fz氏は、当初、エコロッカの既存案件ではIq氏の依頼条件を満たすものがなかったため、既存商流への組込みではなく新たな商流を構築したものであり、実際に製品の引渡しは行われておらず、各社間の書面のやり取りのみで取引が完結する架空の循環取引であった旨供述していた。

これに対し、Jp氏は、元々エコロッカがE社に対して工事の施工及び材料調達を一括して発注し、有償支給を行う予定であった工事案件が存在していたところ、前記(1)で述べた有償支給取引の商流に関東AWを組み込むため、エコロッカがCe社から仕入れていた建材を同社に売り戻し、Ce社から関東AW、関東AWからE社へ順次販売したこととしたものである、実際に製品はエコロッカからE社に対して支給されており、当該製品を用いた工事も完成して引き渡されている旨供述した。

なお、Fz氏は、当委員会が後日に実施したヒアリングにおいて、関東AWを有償支給取引に介在させた可能性がある旨供述を変遷させた。

これらの関係者の供述を踏まえると、関東AWを組み込んだ取引が架空の循環取引であったとまで認めるには足りないものの、関東AWを経済的実態のない形でエコロッカの商流に介在させたことは認められる。そして、Fz氏及びJp氏は、関東AWを商流に介在させる取引が、買戻しの際にエコロッカが支払うことになる手数料を増加させる点でエコロッカに経済的損失を与えるものであり、また、エコロッカと関東AWの双方に売上が計上されることについて認識を有していたものと認められる。

他方で、Iq氏は、最終的にエコロッカがE社から商品を買戻す点について認識していたとまでは認められないものの、この取引によりエコロッカと関東AWの双方で売上が計上され、二重計上となる点については理解していた。

なお、Iq氏は、その後もエコロッカに対して同様の取引を持ち掛けたことがあると述べるが、Fz氏によれば、Iq氏からのその後の依頼は断ったため関東AWによる経済的実態のない商流介在は前記の1件のみであるとのことであった。前記の他に、同様の取引が行われたことを示す客観的資料は検出されず、当社グループにおいて計画的に売上の嵩上げが図られたことまでは認められなかった。

ウ 会計上の問題

関東AWに売上を計上させるために実施された前記の商流において、Ce社や関東AWが商流に介入する経済合理性はなく、連結財務諸表上において、売上及び売上原価が過大に計上されていたと認められる。

また、当該取引は、工事に使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）し、材料費を含んだ工事代金を~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~に対して支払うことで当該材料を実質的に買い戻す有償支給取引に該当し、有償支給を行った時点においては収益認識の要件を満たさない。当該取引はエコロッカ及び関東AWの売上を意図的に増加させるために実行されたものであり、二重ないし三重に売上が計上されていることから、不適切な会計処理に該当する。

²⁵ Ce社及びE社~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~

(3) スルー取引に係る売上計上及び代理人取引に係る総額での売上計上

ア 概要

エコロッカは、当社グループ外の会社であるS社に対して、S社とその仕入業者との取引の間にエコロッカを介入させてもらうよう依頼し、当該仕入業者からの仕入とS社への売上を計上していた。

また、S社以外の会社との取引で代理人取引に該当する取引について、純額で計上すべきところ、売上と仕入を総額で計上しているものがあった。

イ 経緯・原因

S社とエコロッカの間では、S社が関与する工事にエコロッカの商材を利用してもらう等、従前から取引関係があり、[redacted]等、関係性が深かった。そのような関係性の中、Jp氏及びFz氏の関与のもと、S社に対し、S社と仕入業者との間の取引にエコロッカを介入させてもらうように依頼し、S社がこれに応じたことから、かかる取引が開始された。当該取引につき、エコロッカは、仕入業者からの仕入とS社への売上を計上していたが、エコロッカとしては、付加価値の増加を伴わず帳簿上通過するだけの取引であり、売上と仕入の計上を裏付ける取引の実態はなく、いわゆるスルー取引となっていた。

当該スルー取引について、Jp氏及びFz氏は、いずれもS社に対して取引に介入させてもらうように依頼したことを認めており、取引に介入することで売上を上げる目的があったことを認めている。なお、エコロッカは、前記(1)・イ・(イ)で述べたとおり、エコロッカが材工一括で受注した工事に係る[redacted]への材料の有償支給取引につき、エコロッカと[redacted]の間にS社を介在させる取引を行っていたところ、当該取引を通じてS社に手数料分の利益を受受させていた。エコロッカとS社とは、いわば手数料の貸し借りをする形で、エコロッカが行う有償支給取引にS社を介在させることと、S社の商流にエコロッカを介在させることを繰り返しており、互いに売上の嵩上げを図る関係にあったことが認められる。

なお、当該スルー取引の他、S社以外の会社との取引で、エコロッカによる代理人取引に該当する取引について、売上と仕入を総額で計上している取引が検出された。

ウ 会計上の問題

S社との取引において、エコロッカは売上を意図的に増加させるために、取引には実質的に関与していないにもかかわらず、商流介入を実行して売上と仕入を計上しており、これは不適切な会計処理に該当する。

S社以外との取引においては、売上を増加させる意図があったとは認められないものの、本来であれば代理人取引として、収益認識上は総額表示ではなく、仲介手数料相当額のみを売上とする純額表示が妥当であるにもかかわらず、仕入先・得意先間で授受される商品の総額を売上として計上しており、結果的に売上及び売上原価が過大に計上されていた。

(4) [redacted]から材料を買い取ったうえで再販売する取引

ア 概要

エコロッカの営業活動によって獲得し、[redacted]に紹介した工事案件に使用する部材について、エコロッカ製品を販売することに代えて、当該[redacted]が取り

扱っている製品を一旦エコロッカが買い取り、[]に売り戻すことで、実際の取引実態を伴わない売上が計上されていたものである。

イ 経緯・原因

エコロッカは、2023年頃、[]において、エコロッカの関係で獲得した工事案件について、受注段階で[]へ紹介し、案件紹介の見返りとして、エコロッカの製品を工事で使用してもらうという営業活動を行っていた。そのような営業活動を展開する中で、エコロッカが、自ら獲得した工事案件を、[]であるP社（以下「P社」という。）に紹介したところ、P社より、自社が扱っている製品を工事で使用したいとの要望を受けた。エコロッカとしては、工事に使用する材料を販売できなければ前記の営業活動の意味がない一方で、P社の要望を拒否することも困難と考え、P社から工事の材料を一旦買い取り、手数料を上乗せしたうえでP社に売り戻す取引を行っていた。

Fz氏によれば、このようなP社との間の売戻し取引は複数件あったとのことであるが、2023年8月に行われた以下の取引が特定されている。エコロッカの営業担当者であったDa氏（以下「Da氏」という。）は、2023年8月、P社に紹介した「[]」に使用される部材につき、エコロッカの受発注システムにおけるプロセスにおいて、「[]にてデッキ部材 []円、[]円を受注しているが、売上金額増として[]を[]より仕入し、売り戻しをし売上増として協力して頂く、[]円の売上げになる[]」とのコメントを付したうえで申請を行った。

当時、営業部[]として決裁担当者であったFz氏は、申請内容の確認に際し、Da氏から当該取引に至った経緯の説明を受けていた。Fz氏としては、Da氏の営業活動が無駄になることは避けたいとの思いから申請を承認したものであり、前記のような売戻し取引が不適切な会計処理に該当するとの認識はなかったとのことであるが、元々はP社の要望に応じることでエコロッカ製品の販売が減少することもやむを得ないとも考えていたとのことであり、前記のような売戻し取引が通常の取引でないことは認識していたといえる。

ウ 会計上の問題

案件を紹介したお礼として手数料を受け取ることは通例であるものの、本来であれば受け取った手数料のみを売上や雑収入等として計上すべきである。[]から商品を買って再度販売することによって、実際の取引実態を伴わない売上と売上原価を計上する取引は不適切な会計処理に該当すると認められる。

（5）預り金の売上計上及び返金に伴う架空の工事原価の計上

ア 概要

エコロッカは、S社からの依頼により一時的に金銭を預かったにすぎないにもかかわらず、実際の取引実態を伴わない売買契約及び工事請負契約に係る証憑を作成することで、売上及び工事原価が計上されていたものである。

イ 経緯・原因

Fz氏は、2020年3月、S社の代表者より、税金対策のために一時的に金銭を預かってほしいとの相談を受けた。Fz氏は、S社からの依頼を受けて、同社に対する[]に[]円の架空の請求（物件名は「Ba社様」、品名

は「**〇〇〇〇**」、数量は「一式」と記載されていた。)を含めて発行し、同請求書に対応してS社から支払われた**〇〇〇**万円を売上として計上した。その後、前記の形でS社より預かった**〇〇〇**万円については、S社から、工事案件に関する費用として、**〇〇〇**年**〇**月に**〇〇〇**万円、同年**〇**月に**〇〇〇**万円、同年**〇**月に**〇〇〇**万円の請求書を受領し、同請求書に対して支払うことで返金を行った。そして、前記のS社に対する支払については、それぞれ異なる工事案件の原価として処理していた。

Fz氏は、前記の処理について、実際には実態のない短期的な金銭授受を行い、売上及び工事原価を計上したものであることを認めており、これが不適切な会計処理であることの認識があったといえる。

他方で、Jp氏は、S社からの預り金を売上計上した事実やFz氏から相談を受けたことについては記憶がない旨供述している。この点、前記のS社からエコロッカに対して発行された3通の請求書には、「商品(会計)」との手書きのメモが記載されているところ、Jp氏は、これらの請求書を確認し、自らが当該メモに記載したことは認めている。これらの請求書が実態のない架空のものであったことを踏まえると、Jp氏においても架空の工事原価計上について認識していたことが疑われるところではあるが、Fz氏がS社からの依頼についてJp氏に相談したことや、Jp氏が前記の処理に積極的に関与したことを裏付ける証拠までは検出されなかった。

ウ 会計上の問題

エコロッカは、S社から受け取った**〇〇〇**万円に対応する役務を何ら提供しておらず、その実態は預り金であり、また工事原価として処理された**〇〇〇**万円はS社への返金であった。売上と売上原価の計上を裏付ける取引の実態はなく、不適切な会計処理に該当すると認められる。

(6) 未出荷取引に係る売上計上

ア 概要

エコロッカでは、実際には製品が出荷されていないにもかかわらず、決算期における売上目標の達成や、補助金支給に係る取引先の要請に対応する目的で、売上を先行計上する運用が行われていた。特に、当該製品が特定の工事物件等に紐づく場合には、工事の進捗に応じて順次出荷されることが想定されていたにもかかわらず、エコロッカにおいて取引先の在庫を預かっているとの形式を採ることで、先行して売上を計上していた(以下、当該形式でエコロッカにおいて管理される製品を「**預り在庫**」という。)。また、預り在庫として一旦売上計上した後、買戻しが行われる事例も確認されている。

イ 経緯・原因

(ア) 期末における売上の先行計上のための預り在庫取引

エコロッカは工事部材の販売を行っていたところ、取引先が施工する工事ないし取引先の販売先の工事の進捗状況により、当初予定していた納期において製品を出荷できない場合が生じることがあった。このような場合であっても、エコロッカとしては売上計上の遅延を回避したいとの意向から、E社等の取引先に対して、予定どおりの注文及び出荷の要請を行っていた。そして、未出荷の在庫をエコロッカにおいて預かっているとの形式を採り、取引先に対して「**預り証**」を発行するとともに、取引先に対する請求を行うことにより、売上を計上する運用が行われていた。

このような運用は、特に決算期末においては、当該年度の売上目標を達成する目的で集中的に行われていた。

③ 当該製品は現時点で顧客への物理的な移転の準備ができていなければならない。

④ 企業は当該製品を使用したり別の顧客に振り向けたりする能力を有することができない。

この点、エコロッカから取引先へ預り在庫取引を依頼した場合においては、その理由が実質的なものであったとはいえない。また、取引先から依頼された場合があったとしても、前記イのとおり取引先と明確に合意・承諾していたことを裏付ける資料があるわけではなく、その理由が実質的なものであったかは定かでない。さらに、対象の商品が汎用品の場合においては、預り在庫として一旦売上計上した後、買戻しを行うものもあったことから、実質的にはエコロッカが他の顧客に当該商品を振り向ける能力を有していたといえる。よって、預り在庫として売上を計上した取引において、いずれも収益認識の要件を満たしていたとは認められない。加えて、年度の売上目標を達成するために本取引を行うことは、意図的な売上の先行計上であり、不適切な会計処理に該当する。

（７）寄託取引に係る売上計上

ア 概要

エコロッカは、外部業者である Bz 社（以下「Bz 社」という。）との間で、エコロッカが所有又は取り扱う製品の運送及び保管を目的とする業務委託契約及び覚書を締結し、Bz 社の倉庫に製品を保管したうえで、Bz 社以外の販売先に製品を販売する際には、Bz 社の倉庫から製品を出荷していた。もっとも、会計上は、製品を Bz 社の倉庫に出荷した時点で売上を計上するとともに、販売先へ出荷する際にエコロッカが製品を Bz 社から買い戻す形の処理がなされ、販売先への売上も計上されることで、売上が二重に計上されていた。

また、外部業者である Bv 社（以下「Bv 社」という。）との間でも、会計上、同様の処理をしていた。

イ 経緯・原因

エコロッカは、■■■■■■■■■■ Bz 社との間で、エコロッカが所有又は取り扱う製品の運送、保管並びにこれらに付随する業務の委託を目的として、業務委託基本契約を締結した。エコロッカは、同契約に基づき、Bz 社の倉庫に Bz 社向け製品を保管し、Bz 社が製品を使用した場合に当該使用分を都度補充するという形で取引を行っていた。なお、当該業務委託契約の締結は、Jp 氏が担当していた。

その後、九州地方の販売先から、エコロッカ製品の在庫を九州地方の倉庫に保管してほしいという要望を受けるようになった。エコロッカは、当該要望に応えるため、Fz 氏が主担当となり、Bz 社との間で、■■■■ 年 ■ 月 ■ 日付け覚書を締結し、九州地方の販売先向けの自社製品を Bz 社の倉庫に保管し、Bz 社の倉庫から販売先に自社製品を出荷するようになった。

このため、Bz 社の倉庫には、Bz 社向けのエコロッカ製品と九州地方の販売先向けのエコロッカ製品の双方が保管されることになった。このうち、九州地方の販売先向けの製品について、エコロッカは、■■■■ 年から ■■■■ 年の期間において、会計上の処理として、自社製品を Bz 社の倉庫に出荷した時点で売上を計上するとともに、販売先へ出荷する際には、当該製品をエコロッカが一度買い戻したうえで販売先に販売するとの処理を行うことで、販売先への売上も計上しており、結果的に二重に売上を計上していた。なお、Bz 社の倉庫に出荷されてから 1 か月以内に販売先へ出荷できなかった製品については、販売先からの受注の有無にかかわらず、会計上の処理とし

て、翌月にエコロッカが買い戻す（製品はBz社の倉庫で保管され続ける。）運用とされており、その後に販売先に販売ができた場合には、前記と同様に販売先への売上も計上しており、結果的に二重に売上を計上していた。なお、[]年[]月[]日付け覚書では、エコロッカがBz社から買い戻しを行う場合の金額について、仕入単価に[]を上乗せした単価とすると規定されており、当該上乗せ分をBz社への手数料としたうえで、買い戻しの処理がなされていた。

その他、Bv社との間でも、エコロッカからBv社に製品を出荷し、Bv社の倉庫から販売先に商品を出荷していたが、会計上は、Bv社への出荷の際に売上を計上するとともに、手数料を上乗せした単価で買い戻し処理を行ったうえで販売先への売上を計上しており、二重に売上を計上していた。

当時のエコロッカの代表取締役であったJp氏及び当時の営業担当であったFz氏によれば、Bz社との取引について、九州地方の販売先からの要望に応える形で開始したとのことであったが、会計上買い戻しの処理をすることについての合理的な説明はなかった。なお、Jp氏自身は、売上が二重に計上されていることを認識していた旨供述し、売上を上げるために当該取引を継続していたとも供述している。Fz氏についても、売上を上げることが主目的ではないと供述する一方で、売上が二重に計上されていたこと自体は認識していたと供述しており、売上の二重計上を認識しながらもこれを是正していなかった。

Bv社との取引については、Jp氏自身は売上が二重に計上されていることについて認識しながら、当該取引を実施していたことを認めている一方、Fz氏は当該取引には関与していないと供述しており、その他客観資料からもFz氏の関与は認められなかった。

ウ 会計上の問題

Bz社及びBv社に商品を預け入れた時点においては、商品に対する支配が顧客へ移転したとはいえ、収益認識の要件を満たしていない。また、出荷の際に売上を計上するとともに、販売先への売上も計上しており、売上が過大に計上されていたと認められる。

（８）第三者を介在させた二重商流による売上二重計上（[]）

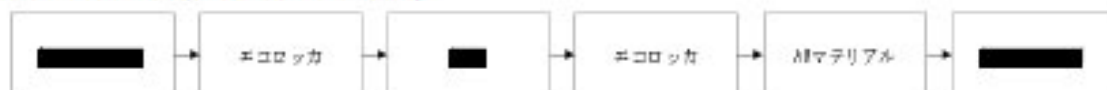
ア 概要

海外の建築案件において、営業活動を行っていたS社を商流に介在させる目的で、エコロッカがS社に対して販売した部材を買い戻したうえで、最終販売先との取引窓口であるAWマテリアルに当該部材を供給するという商流を採用したことで、エコロッカにおいて売上が二重に計上されることとなった。

イ 経緯・原因

[]における建築案件において、S社の営業活動の結果、エコロッカの商品が当該物件の部材として採用されることとなった。Fz氏によると、通常の海外取引であれば、商社的に営業活動を行った業者を商流に介在させることとなるから、当該案件については、[]→エコロッカ→S社→AWマテリアルという商流が想定されたとのことである。しかしながら、S社から、S社には海外取引のノウハウがないことから、最終納入先である[]との取引やエア・ウォーター・マテリアル株式会社（以下「AWマテリアル」という。）との直接取引は避けたいとの要望があった一方、S社が当該案件を主導する見返りとしてエコロッカ商品に関する取引についてもS社に利益が発生するよう求められたこと等から、Fz氏が以下の図の

商流での取引を提案したとのことである。実際に Fz 氏は、2020 年 11 月に、S 社の担当者に対して「**商流に関しては、御社→エコロッカ→AWマテリアル→現地渡しとなりそうです。**」とメールで連絡をしており、S 社と AW マテリアルの間にエコロッカが介入する取引を提案している。



結果的に、対象の部材は[]からエコロッカが仕入れて S 社に販売したのち、S 社が金具を組み込む加工を実施して、エコロッカが買い戻し、AW マテリアルを介して[]に販売している。

ウ 会計上の問題

エコロッカと S 社の取引は有償支給取引に該当することから、前記（１）・ウで述べたのと同様、有償支給を行った時点においては収益認識の要件を満たさず、売上計上は認められない。よって[]年 3 月期において、約 42 百万円の売上と同額の売上原価が過大に計上されていたと認められる。

（９）その他不適切な売上計上

前記の他、直ちに不正とまで認定されるものではないが以下のような適切か疑わしい会計処理も確認された。

ア 工事業上の先行計上

エコロッカが受注した工事案件について、受注元が工事完成報告書を承認した時点で代金請求及び売上計上が可能となること、期末にできる限り売上を立てたい等の理由から、工事は完了していないものの材料の納品が完了している部分について、工事出来高として認めてもらいたい旨をエコロッカから相手方の現場所長等に対して依頼し、承認を得られた場合に当該工事の出来高として売上を計上したものが複数検出された。これらの取引については、相手方の本社担当者による確認の結果、後日に工事出来高が修正される等しており、期末時点の工事出来高を正確に反映しない不適切な売上の先行計上となっていたものである。

イ 輸出取引の取引条件に基づかない売上の計上

エコロッカによる海外輸出取引について、取引条件としてインコタームズの工場渡し（EXW）が採用されていたところ、同条件に基づく引渡しが行われたのは 2024 年 4 月であったにもかかわらず、[]年 3 月中に取引先からの引取承認を得ていたとの理由から、同年 3 月に売上計上したものである。取引条件に照らせば、売上は[]年 4 月に計上すべきものであり、不適切な売上の先行計上となされていたものであるが、取引条件の理解不足に起因するものと考えられ、意図的な不正とは認められなかった。

ウ 従業員の出向先から支払われる経費分担金の売上計上

エコロッカは、[]年[]月から[]年[]月にかけて、E 社に計 5 名の従業員を出向させていた。当該出向に係る人件費や社宅の賃借料等は E 社が負担することになっていたところ、エコロッカにおいて、E 社に請求した出向に関連する費用[]円を売上として計上していたものである。

(10) 内部統制上の問題

ア 不適切な取引を防止する内部統制の無効化

少なくとも有償支給取引（前記（１）・（８））、スルー取引（前記（３））未出荷取引（前記（６））及び寄託取引（前記（７））については、前記のとおり、当時のエコロッカ営業部であったFz氏又はエコロッカ社長であったJp氏が主導して開始された。また、関東AWによる経済的実態のない商流介在（前記（２））については、当社Iq氏の依頼を契機するものであったが、Fz氏が主導して実施された。当該取引は、Fz氏が電話又はメールで取引先に承認を得たのち、伝票のやり取りのみで実行されており、このような相当簡易な手続で実行されている点を踏まえると、業務フローの整備上の問題があったと考えられる。このように、営業責任者による内部統制（第１線）が機能していなかったとともに、Jp氏はそれを認識し指導できる立場にあったにもかかわらず、そのような指摘を行わず、むしろ、不適切な会計処理を指示することもあり、経営陣により内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

イ 過去の内部監査の指摘に対する不適切な対応

前記のとおり、Jp氏は、有償支給取引（前記（１））において、過去の内部監査での指摘に適切に対応することなく、売上の二重計上が発覚しないようにするための対応策を社内で協議し、実行した。経営陣であるJp氏によって、業務プロセスの適正性を評価し改善点を指摘する内部監査の機能が発揮されなかったことは、不適切な会計処理が発生した原因といえる。

第４ AWMXにおける不適切な会計処理に係る事実関係

１ AWMXの概要

AWMXは、当社の完全子会社であり、神奈川県平塚市に本社を置く。現在の資本金は３億円、売上高184億62百万円（2025年3月期）、2024年4月1日現在の従業員数は228名である。

AWMXは、1962年7月6日に、日本純水素株式会社として設立され、日本パイオニクス株式会社への商号変更を経て、2019年2月28日に、当時同社の100%親会社であったから全ての株式を譲り受けたことによって、当社の完全子会社となった。その後、との事業統合を経て、2023年1月3日付けで社名を現在のものに変更し、また、同年4月1日には、当社のエレクトロニクス関連事業の機器装置事業、エア・ウォーター・ベルパール株式会社の機器装置事業及びエア・ウォーター・プラントエンジニアリング株式会社（以下「AWプラントエンジニアリング」という。）のガスアプリケーション機器製作事業について、会社分割の方法で移管を受けた。

2023年4月1日に行われた当社グループの組織再編によって、AWMXは、半導体製造関連をはじめとした機器装置事業を担う中核事業会社として位置づけられることとなった。現在、AWMXは、各種ガスの精製装置・除害装置及び工業・医療計測機器を取り扱う事業、PSA式窒素ガス発生装置を取り扱う事業、スラリー供給装置及びガスアプリケーション機器を取り扱う事業、並びに薬液供給装置及び温度制御システム・薬液供給システムを取り扱う事業において、それぞれの商材開発、製造、販売を行っている他、精製装置・除害装置については海外からの輸入も行っている。

2 滞留在庫の評価減先送り

(1) 概要

AWMXにおいて、2025年3月期において、当社グループの会計実務指針に従った滞留在庫の損失処理を実施しようとしたところ、当社のD&Iグループ・エレクトロニクスユニットのユニット管掌兼AWMX取締役であるIc氏が予算達成の観点から承認せず、約1億円の損失処理を先送りしたものである。

(2) 発生に至る経緯

ア 当社グループの会計実務指針の規定内容

当社グループの会計実務指針「Ⅲ-8-04 評価減」では、棚卸資産が損傷した場合、全部又は一部が陳腐化した場合、販売価格が下落した場合等には、正味実現可能価額で測定しなければならないとされており、低価法又は滞留評価減の基準（1年以上滞留であれば簿価の25%評価下げ、2年以上滞留であれば簿価の50%評価下げ、3年以上滞留であれば単価1円まで評価下げ）によって算出した価格のうち、より低い方の価格まで簿価を切り下げることとされていた。

イ 損失処理の検討開始

2024年12月17日、AWMX常勤役員会において、AWMX管理本部■■■■ Y氏（以下「Y氏」という。）から、滞留在庫の損失処理に関する提案がなされ、AWMX内で滞留在庫のリストを作成する等して検討を進めることになった。同常勤役員会には、AWMX代表取締役社長であるI氏（以下「I氏」という。）、AWMX常務取締役であるHe氏（以下「He氏」という。）、AWMX非常勤監査役兼当社常勤監査役であるJf氏（以下「Jf氏」という。）が参加していた。

2024年12月23日、AWMX取締役会後のミーティングにおいて、滞留在庫の損失処理に関する検討が行われ、当社グループの会計実務指針に基づいた損失処理を行うという方向性が決定された。このミーティングにはIc氏が参加していたが、Ic氏はこの時点で特段異論を述べていなかった。

ウ Ic氏による不承認（1回目）

2025年1月28日、AWMX生産本部生産管理部■■■■ Gn氏（以下「Gn氏」という。）は、Ic氏に対して、2025年3月期において、AWMX内で整理した滞留在庫の損失処理案について、当社グループの会計実務指針の規定に則って約1億円の評価減を行いたい旨の提案をメールで行った。

2025年1月29日、Ic氏は、He氏に対して、電話で、「グループ全体で収益を出さないといけない中で、AWMXだけ利益が出て余裕があるからといって評価減とすることはできない」、「コンスタントに評価損をやるべきではなかったのか」、「この時期になっていきなり1億円を計上しようとしても認められない」、「今後計画的にやっていったらどうか」等と述べ、AWMXの滞留在庫の約1億円の評価減に否定的な見解を述べた。He氏は、Ic氏の見解を受けて、I氏やGn氏らと協議し、改めて滞留在庫の損失処理について検討を行うこととした。そして、Gn氏は、Y氏をCcに入れ、Ic氏に対してその旨をメールで報告した。

2025年1月30日、Y氏は、かかるメールに返信する形で、Ic氏を含むAWMX取締役各位宛てに、Gn氏が提案した滞留在庫の損失処理に関してはAWMX取締役会での議論が必要であり、本来的には当社グループの会計実務指針に従って処理を行う必要がある旨を指摘するメールを送信した。

そして、同日、取締役会後に実施された AWMX 取締役会において、滞留在庫の損失処理に関する議論が行われた。その際、Jf 氏は、会計処理は当社グループの会計実務指針に則って機械的に行うべきものであるという認識のもと、「ルールに基づいて粛々と処理すべき」との指摘を行ったが、Ic 氏は He 氏に対して伝えた内容と同旨の発言を行い、2025 年 3 月期において滞留在庫の約 1 億円の評価減を行うことについて難色を示し、AWMX において、滞留在庫の損失処理案を再検討することとなった。なお、Jf 氏は、2025 年 1 月 30 日の取締役会以後、本件の損失処理の検討状況をフォローしなかった。

エ Ic 氏による不承認（2 回目）

2025 年 2 月 10 日、Gn 氏は、Ic 氏に対して、メールで、滞留在庫の損失処理に関する AWMX の再検討案として、損失処理の対象をパイオニクス事業部の部材に限定し、かつ、転用できない部材を 2025 年度に、転用できる部材のうち転用先がなく残ってしまった部材を 2026 年度に、分割して損失処理を行う旨を提案した。なお、前記のとおり、当社グループの会計実務指針に従えば、2025 年 3 月期には滞留在庫の約 1 億円の評価減を行う必要があったものであり、かかる再検討案は、AW グループの会計実務指針の規定内容に則ったものではなかった。

2025 年 2 月 12 日、Ic 氏は、Gn 氏からの提案に対して「これはだめです。出費全面禁止の指示が出て、全社で何とか利益を積み上げようとしている時期にこれは承認できません。（しかも、AWMX は「中核会社」です。）利益がここまで話題になる前に、やっておくべきでした。2025 年度以降での処理を実施してください。」とのメールを送信し、再検討案を不承認とした。

Ic 氏によって再検討案が不承認とされたことから、AWMX は、I 氏の決裁権限（2 百万円以内）において実施できる範囲で損失処理を行うこととし、合計約 5 百万円の在庫廃棄を、Ic 氏に報告せずに行った（なお、社内連絡の不備により、損失処理は 2026 年 3 月期の第 2 四半期に行われることとなった。）。また、2025 年 3 月期末においては、特殊機器事業部の滞留在庫について、職務権限規程上、AWMX の社内承認のみで処理が可能な 11 百万円の評価減が行われた。

オ 滞留在庫の評価減の先送り

前記（2）の経緯により、2025 年 3 月期において、AWMX は、当社グループの会計実務指針に従って、滞留在庫の約 1 億円の評価減を行うべきところ、Ic 氏の指示によって、かかる損失処理を行わなかった。

この点、Ic 氏は、自身が一貫して滞留在庫の評価減に難色を示し、かつ最終的に不承認としたことを認めているが、その理由について、滞留在庫の中にはまだ販売可能なものも含まれていて損失処理する必要がないと考えたこと、当社グループの会計実務指針はあくまで当社本体のルールであり、子会社は必ずしもこれに従う必要はないと理解していたこと、当時、当社では利益至上主義が徹底されており、AWMX で利益が生じていたとしてもそれを減殺するような損失処理を行うべきではないと考えたことを述べている。また、Ic 氏は、上長に指示されたわけではなく、自らの意思に基づいて減損処理を行わないという判断を行っている。このことについて、Ic 氏は、仮に自分が滞留在庫の約 1 億円の評価減を承認したとしても、自分の上長すなわち当社取締役専務の Eo 氏、当社代表取締役社長の Hy 氏及び当社会長の Fg 氏の決裁ラインのどこかで不承認となることが目に見えていたし、仮に自分の決裁権限内（10 百万円）での損失処理を行ったとしても上長がかかる損失を認識すれば厳しい叱責を受けることが予想されたため、自分の段階で不承認とした旨述べている。

（３）会計上の問題

前記（２）のとおり、当社グループ会計実務指針に基づいて 2025 年 3 月期末に計上されるべきであった滞留在庫の 1 億 08 百万円の評価減は、Ic 氏より見送りの指示が行われた。しかし、同期末において、職務権限規程上、AWMX の社内承認のみで処理が可能な特殊機器事業部の滞留在庫 11 百万円についてのみ評価減が行われた。その結果、2025 年 3 月期の連結財務諸表において、97 百万円の棚卸資産過大計上及び同額の売上原価の過少計上が認められた。

（４）内部統制上の問題

ア 在庫評価減の計上に関する内部統制の無効化

前記のとおり、Gn 氏は当社グループの会計実務指針に従い、2025 年 3 月期に滞留在庫の評価減を計上するため、起案前にメールで伺いを立てたところ、当社の D&I グループ・エレクトロニクスユニット兼 AWMX 取締役である Ic 氏は、予算達成の観点から承認しなかった。結果として、本来であれば適時に滞留在庫の評価減を計上すべきところ、Ic 氏の指示により正当な理由なく滞留在庫の損失処理が先送りされた。これは、Ic 氏により内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

イ AWMX 取締役会、監査役の認識と対応

2025 年 1 月 30 日の AWMX 取締役会において、監査役である Jf 氏は「ルールに基づいて粛々と処理すべき」と指摘し、当社グループの会計実務指針に則った機械的処理の必要性を表明した。しかし、その後、同氏は本件が同会計実務指針に従って処理されない可能性があることを認識しながら、検討状況のフォローを実施していない。取締役会としても、当該指摘後のアクションアイテムを明確化せず、進捗モニタリングを行わなかった。結果として、監査役・取締役会としてリスクを認識しながらも、適切に対応することができなかった。

３ 2024 年 9 月期の賞与引当金計上取りやめ

（１）概要

AWMX では、毎月一定金額の賞与引当金を計上していたところ、当社から賞与引当金の計上を先送りにするよう指示を受けて、2024 年 9 月分の賞与引当金（約 20 百万円）の計上を取りやめて、2024 年 12 月に賞与を支給して引当金不足分を費用計上することにより、2025 年度上期から同年度下期に費用計上を先送りしたものである。

（２）発生に至る経緯等

ア 会計上のルール

AWMX では、6 月の夏季賞与支給対象期間を前年 10 月 1 日より当年 3 月 31 日までとし、12 月の冬季賞与支給対象期間を当年 4 月 1 日より当年 9 月 30 日までとしている。

賞与引当金の計上ルールとしては、9 月末の賞与引当金残高と翌年度の見込夏季賞与支給額の差額を 10 月から 3 月の 6 か月間で繰入し、3 月末の賞与引当金残高を翌年度の夏季賞与支給額に対する引当金としていた。また、3 月末の賞与引当金残高と翌年度の見込冬季賞与支給額の差額を 4 月から 9 月の 6 か月間で繰入し、9 月末の賞与引当金残高を当年度の冬季賞与支給額に対する引当金としていた。なお、会計シス